令和5年9月 大竹市議会定例会(第4回)議事日程

令和5年9月19日10時開会

			令和5年9	令和5年9月19日10時開会					
日	程	議案番号	件 名		付	記			
第	1		会議録署名議員の指名						
第	2		一般質問						
第	3	認第6号	令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定につ	\neg	生活環	境付託			
			いて						
第	4	議案第61号	令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の		生活環	境付託			
			処分及び決算の認定について	-	– (<i>–</i>	括)			
第	5	議案第62号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の		生活環	境付託			
			処分及び決算の認定について						
第	6	議案第65号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算		生活環	境付託			
			(第2号)						
第	7	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	\neg	即	決			
				-	– (<i>–</i>	括)			
第	8	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について		即	決			
第	9	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について		即	決			
第1	. 0	議案第56号	大竹市税条例の一部改正について		生活環	境付託			
第1	. 1	議案第57号	大竹市手数料条例の一部改正について	\neg	生活環	境付託			
				-	– (<i>–</i>	括)			
第1	2	議案第60号	工事請負契約の締結について		生活環	境付託			
第1	. 3	議案第58号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育		生活環	境付託			
			事業の運営に関する基準を定める条例の一部改						
			正について						
第1	4	議案第59号	大竹市火災予防条例の一部改正について		総務文	教付託			
第1	. 5	議案第63号	令和5年度大竹市一般会計補正予算(第3号)	\neg	総務文	教付託			
				-	_ (-	括)			
第1	6	議案第64号	令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算		生活環	境付託			
			(第1号)						
第1	. 7	議案第66号	監査委員の選任の同意について		即	決			
第1	. 8	令和5年決議案第1号	広報広聴特別委員会の設置に関する決議		即	決			
第1	9	令和5年決議案第2号	基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議		即	決			
第2	2 0	令和5年決議案第3号	議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関す		即	決			
			る決議						
第2	2 1	令和5年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改		総務文	教付託			
			善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは						
			かるための、2024年度政府予算に係る意見書採						

択の要請についての請願

〇会議に付した事件

- ○日程第 1 会議録署名議員の指名
- ○日程第 2 一般質問

〇出席議員(15人)

1番	北	地	範	久		2番	中	野	友	博
3番	豊	Ш	和	也		4番	Щ	代	英	資
5番	岡		和	明		6番	小	出	哲	義
7番	末	広	天	佑		8番	藤	Ш	和	弘
9番	中	Ш	智	之	-	10番	小日	上	尚	典
11番	西	村	_	啓	-	12番	Щ	崎	年	_
13番	目	域		究	-	14番	細	Ш	雅	子
15番	寺	岡	公	章						

〇欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市					長	入	Щ	欣	郎
副		Ī	fi		長	太	田	勲	男
教	育 長	職	務	代 理	者	池	田	良	枝
総	į	務	剖	3	長	佐	伯	和	規
市	民	生	活	部	長	中	村	_	誠
健原	表福祉	部長兼	東福 祉	上事務別	斤長	三	原	尚	美
建	i	設	剖	3	長	Щ	本	茂	広
建;	設 部 地	也籍 誌	周査	担 当 剖	5 長	小	田	健	治
上	下	水	道	局	長	古	賀	正	則
消		[3	方		長	小	田	明	博
総務	課長併信	£選挙管	管理委員	員会事務	局長	柿	本		剛
危	機	管	理	課	長	田	中	宏	幸
企	画	財	政	課	長	三	井	佳	和
自	治	振	興	課	長	岡	崎	研	$\stackrel{-}{-}$
市	民	税	務	課	長	吉	村	隆	宏
環	境	整	備	課	長	外	谷	明	洋
地	域	介	護	課	長	伊	崎	喜	教
福	5	祉	誹	1	長	井	上		剛
保	健	医	療	課	長	松	重	幸	恵
都	市	計	画	課	長	Щ	田	浩	史
総	務	学	事	課	長	貞	盛	倫	子
生	涯	学	習	課	長	Ш	村	恭	彦

〇出席した事務局職員

 議
 会
 事
 務
 局
 長
 山
 田
 智
 徳

 議
 事
 係
 長
 北
 修
 治

令和5年9月大竹市議会定例会(第4回) 一般質問通告表

12番 山 崎 年 一 議員

質問方式:一問一答

マイナンバーカードとマイナ保険証について問います

マイナンバーカードと健康保険証一体化や、マイナンバーの利用範囲を拡大するため の改正関連法案は、6月2日に参議院で可決されました。一連のトラブルについて、現 在までにどのようなトラブルが、どれくらいあるのか伺います。

また、受け止めについても伺います。

1

マイナ保険証による受診トラブルが全国で相次ぐ中で、8月8日に広島県保険医協会など3団体が広島県に、「医療機関を受診する際は、従来の健康保険証を持参することを周知するよう求める」要望書を提出しました。

医療機関でのトラブルについて、市内医療機関でのトラブル発生状況と、内容について同います。

制度が不安などの理由で、マイナンバーカードの自主返納が広がっています。本市の 返納事例について伺います。

返納があれば、返納理由と、返納に対する受け止めを伺います。

8月24日に厚労省は、マイナンバーカードで受診できるひも付けがされず、健康保険 証代わりに利用できない状態が、合計で「約77万件あると公表」。ひも付けを担う健康 保険組合などの該当者に通知するよう要請し、11月までに解消を目指すとしています。

資格確認書を交付するとしていますが、資格確認書では有効期限ごとに更新が必要となり、作業を担う自治体や保険者の負担は、膨大なものとなりませんか。対応について伺います。

現在の紙の保険証を残し、マイナ保険証と併用して利用できるようにすれば、膨大な 実務は不要となります。政府に対して、紙の保険証廃止方針を撤回し、マイナ保険証と の両方が使える制度とし、国民の中にマイナ保険証が浸透する方策を検討されるよう求 められませんか。

高齢者など社会的弱者対策「個別避難計画」、「孤立・孤独」対策、「身元保証や財産管理」、「老々介護」について問います

「個別避難計画」の作成について問います。自治体に対して、「個別避難計画」の作成が努力義務と位置付けられました。支援の優先度の高い人からの「個別避難計画」作成について取り組むべきと考えます。今後の取り組み「避難計画作成」についての考えを問います。

高齢者など社会的弱者の「孤独・孤立」対策について問います。政府は本年5月に孤独・孤立対策推進法を成立させ、来年4月から施行させます。高齢者やひとり親家庭、障害者や生活困窮者、刑務所出所者など住宅確保要配慮者である社会的弱者が増加しています。来年4月の法の施行を目前にして、法の設立趣旨の説明と本市の住宅確保要配

慮者の現状と取り組みなど伺います。

高齢者の身元保証や財産管理などサポート事業について問います。総務省は8月、身元保証などの高齢者サポート事業について、事業者の全国調査結果を公表しました。高齢化率の上昇とともに単身世帯が増加し、被害防止の観点からも早期対応が求められます。本市の現状と課題、今後の取り組みを伺います。

「老々介護」について問います。「2022年国民生活基礎調査」では、「老々介護」の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることが如実に示されました。本市の「老々介護」の現状と「老々介護」の解消に向けた取り組みを伺います。

2

13番 日 域 究 議員

質問方式:一問一答

国土調査の再調査に合わせて、固定資産税の課税方法の見直しを

大竹市は、昭和30年代を中心に国土調査を実施し、沿岸部については終了したとされています。しかし、法務局の公図は精度が低く、地籍図でありながら、精度は地図に準ずる図面に甘んじています。それをカバーするためか、大竹市は公図と異なる地番図をつくり、公図に記載がない不明土地についても、地番図に記載して課税を行っています。再度の国土調査を開始するタイミングに合わせ、公図にない土地についての課税を控えてはいかがでしょうか。公図にない土地の存在を無理に立証するよりも、早めにやめるほうが賢明だと思います。

大竹市もPPAを導入し、CO₂削減の先頭に立ちませんか

今年も猛暑だらけの夏でした。どうしようもないと諦める前に、大竹市は環境省が後押しするPPAを導入し、少しでも CO_2 の削減に取り組みませんか。

ソーラー機器が高く、電気が安かった時代は終わり、ソーラー発電のコストは下がったのに、電力会社の電気料金はなぜか高騰しています。全額民間資金で、市庁舎の屋根などに機器を設置し、市役所をはじめ、発電量に余裕があれば近隣民間企業にも安くてグリーンな電力供給できる、PPAを導入する自治体も増えています。まずは調査研究からですが、いかがお考えですか。

3

15番 寺 岡 公 章 議員

質問方式:一括

キャリアスタートウィークの成果と今後の取り組みについて

目的や効果、実績について、直近の令和5年度事業の様子を振り返りながら、特に職種や地元への関心や理解につながっているか伺います。

また、過去に検討すると御回答いただいている、学校での生徒受け入れは、現在どう 扱われていますか。

学生インターンシップの受け入れについて

前件のCSWとは、目的の趣が異なる部分も少々あるとはいえ、同様の手法から別の 有為な目的を見つけられます。CSWの効果を認められるのであれば、受け入れノウハ ウを生かし、広く募集しませんか。 特に、毎年毎回、特定の技術職員の採用には御苦労されているようですが、専門教科 のある学校へのアプローチをしてはいかがですか。

4

9番 中川 智之議員

質問方式:一問一答

発達性読み書き障害(ディスレクシア)について

学習障害の1つに、読み書きに困難を感じるという特徴を持ったディスレクシアを、 小・中学校においてどの程度認識し、把握されているのでしょうか。その認識、支援や サポートなどを伺います。

- ①公立小・中学校において、ディスレクシアの疑いある児童生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、早期に発見できるように専門医の診断も必要と思われますが、現在どのようなことが行われているのでしょうか。
- ②黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、宿題をタブレット端末で提出するなど、タブレット端末の活用を促すことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。
- ③合理的配慮への理解を、他の生徒児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いをしていじめにつながらないよう、また、本人が合理的配慮を受けやすくするためにも、どのようなことが必要とお考えでしょうか。

5

5番 岡 和明議員

質問方式:一問一答

大竹駅伝の廃止と代替行事について

令和5年1月8日に予定されていた第70回大竹駅伝は、開催に向け、準備が着々進行中と見られていましたが、開催まで2週間半に迫った令和4年12月19日、突如中止決定が通知されました。しかも、通知には「第70回大会は延期としない」とあり、実態は廃止決定でした。

昭和27年に始まり、70年という国内有数の伝統ある大会が突如廃止されたことに、参加・協力・観覧を予定していた人々は驚き、その他市内外の人々も理解に苦しみました。 駅伝をやめる理由や、代替行事とされる(仮称)晴海リレーマラソンに多くの疑問点があることから、下記3点にわたってお尋ねします。

- ①大竹駅伝をやめる理由。
- ②代替行事のコース問題。
- ③代替行事の名称問題。

6

14番 細 川 雅 子 議員

質問方式:一問一答

市制施行70周年の事業について

来年度(令和6年度)は、大竹市市制施行70周年を迎えます。周年記念事業は毎回実施していると記憶していますが、70周年はどのようにお考えでしょうか。

また、実施するとして、まちづくりの視点から、どのような意義のある事業になるのでしょうか。市民との協働を進める上でのお考えをお尋ねします。

3番 豊 川 和 也 議員

質問方式:一問一答

NHKのど自慢の誘致を

7

まちづくりの文化芸術の振興において、毎週日曜日12時15分から13時に放送されるN HKのど自慢の、大竹市で開催の誘致を御提案いたします。

県の防災アドバイザーを大竹市在住の方で育成してほしい

広島県が認定している「防災アドバイザー」の役割は、広島県内で自主防災組織を設立する際に、準備をする段階で相談ができたり、防災研修会での講師をしていただいたり、助言や指導を受けられますが、大竹市において、現在は市外のアドバイザーの方が来られるので、大竹市の地形なども理解がしやすく、災害が起こった際にも早く動きやすい市内在住の「防災アドバイザー」を育成すれば、市民も相談しやすく、大竹市での自主防災組織の設立率も上がるのではないか。

-27-

10時00分 開議

○議長(北地範久) 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、確認のため、皆様にお知らせいたします。

議会運営委員会での申し合わせにより、会議中のマスクの着用は任意としております。 なお、議場の換気のため、50分を目安に休憩を入れたいと思いますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程、一般質問通告表、決議案第1号、決議案第2号、決議案第3号、請願第2号、宮島ボートレース企業団議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選者決定書を、サイドブックスに掲載しておりますので、御確認ください。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(北地範久) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

〇議長(北地範久) 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、 会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打をいたしま すので、申し添えます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

12番、山崎年一議員。

[12番 山崎年一議員 登壇]

〇12番(山崎年一) 皆さん、おはようございます。改選後の初議会、最初の質問者として 登壇させていただきました。12番、風の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたし ます。

今回の私の質問は、連日にわたりマスコミ報道されております、マイナンバーカードとマイナ保険証。

2点目に、高齢者など、社会的弱者の問題について。2つの問題について質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、初めに、マイナンバーカードとマイナ保険証について問います。

マイナンバーカードとマイナ保険証の一本化や、マイナンバーの利用範囲を拡大するための改正関連法は、6月の参議院本会議で可決されました。

ところが、トラブル事例の報道が相次ぎまして、5月18日には、67万筆を超える反対署 名が上げられ、反対運動は、異例の広がりを見せている中でのことでありました。

このような中で、一部野党は、来年秋の保険証廃止方針の見直しを要請しています。

マイナンバーカードを巡る混乱は拡大する一方で、本人以外の公的給付金の受け取り口座の誤登録、他人の年金記録が閲覧されたケース、障害者手帳の誤登録、コンビニの別人住民票交付、マイナ保険証に他人の情報が登録されたケースなど、トラブルは多岐にわたっております。

また、個人情報の漏洩という、大変大きな問題も起こっております。

初めに問います。マイナンバーカードは2016年から運用がスタートしましたが、本市でのトラブルについて、どのような状況か伺います。

また、その受け止めについてもお願いいたします。

次に、問題としているのが、2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化するという政府の方針であります。任意であるはずのマイナンバーカードを、全国民に持たせることであります。

カードには、マイナポータルとして、納税状況、医療、年金などの保険料納付情報、公金受け取り口座など、29分野の膨大な個人情報がひも付けられているというものであります。

ところが、相次ぐトラブルの発生に、報道機関、全国4紙が、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に、反対や見直しの社説を掲載いたしました。

また、医療関係者は、紙の保険証の存続を訴えていらっしゃいます。

マイナ保険証による受診トラブルが全国で相次いでいることを受けて、広島県保険医協会など3団体が、広島県に対し、医療機関を受診する際は、従来の健康保険証を持参することを周知するよう求める要望書を、8月8日に提出いたしました。

要望書では、4月に導入されたオンライン資格確認システムで、マイナ保険証の読み取りができないなどのトラブルが、県内でも多発していることから、地域医療を維持するため、マイナ保険証を利用する場合は、健康保険証など公的な受給者証を持参するよう周知することを求めています。

また、被爆者健康手帳などの持参の周知も求めています。

そういった中で、大竹市内における医療機関でのトラブル発生状況について、お伺いを いたします。

8月8日には、政府のマイナンバー情報総点検本部で集計した、中間報告が公表されました。中間報告では、保険証の誤登録は新たに1,069件確認され、既に判明していた件数と合わせて、合計で8,441件に上るとし、健康保険証のほか、誤ひも付けの可能性のある他の分野についても、個別データの総点検を進めるとされております。

誤登録は、点検データ数からすると、ごく少数のように見えますが、医療機関で他人の保険情報を基に、診察、処方が行われれば、重大な事故につながりかねません。1件でもあってはならない重大な誤りが、8,000件以上もあったことになり、国民の不安は収まる気配がありません。

そのような中で広島市は、8月24日、5月から7月にマイナンバーカードの自主返納が216件あり、そのうち過半数の115件は、カードへの不信感など、否定的な理由だったと明らかにいたしました。

担当者は、わざわざカードをつくってくれた人が手放したことを、きちんと受け止めなければならないと話し、松井一實市長は、不安の輪が広がらないよう、制度の安全性、利便性を図ってもらいたいと、国による不安払拭を求めたということであります。

このような返納事例が、本市であったのか、問います。

また、あったとすれば、返納理由と、返納に対する受け止めについても問います。

各種の世論調査で、7割強の国民が、保険証廃止の撤回・延期を求めている中で、現在 は紙の保険証がありますから、深刻な問題までには発展していないようであります。

しかし、こうした状況のもとで、紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードによる保険 資格確認に一本化すれば、保険料を払っているのに保険診療が受けられず、医療機関で10 割負担を求められるという、重大な問題も起こり得ます。

協会けんぽは、ひも付けできない加入者には、今後、資格確認証を交付するとしています。しかし、マイナンバーカードの取得状況の確認も含め、膨大な事務作業と関連する、さまざまなトラブル事例が予測されます。誰が、その仕事をこなすのでしょうか。大竹市の職員の皆さんに、全ての作業を担ってもらうことになる。大変な重責を課すことにならないでしょうか。

また、マイナ保険証を持たない保険資格者全てに、本人の申請なしで資格確認書を送り、 有効期間を最長5年延ばすという方針は、新たな混乱を生じさせるだけであります。

また、有効期限ごとに更新が必要となります。作業を担う自治体や保険組合の負担は、膨大なものとなりませんか。どのように対応されるのか問います。

現在の紙の保険証を存続させれば、こうした実務は、全て不要になります。既に社会に 定着し、安定的に運用されている現行の保険証を、存続させるべきではありませんか。

作業ミスによるひも付けの誤りだけでなく、ひも付けできない人が数十万人単位でいらっしゃることが判明した以上、保険証廃止方針を撤回し、紙の保険証とマイナ保険証の両方が使える制度とすべきと考えますが、見解を問います。

2番目に、個別避難計画の作成、孤独・孤立対策、高齢者の身元保証や財産管理、老々介護など、高齢者対策、社会的弱者対策について問います。

初めに、個別避難計画について問います。

避難行動要支援者名簿の作成は、平成25年に、作成が義務づけられました。約99%の市町村において作成されてきました。しかし、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けておられることから、避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、自治体に対して、個別避難計画の作成が、努力義務と位置づけら

れました。

改正により、避難行動要支援者への対応は、名簿作成にとどまらず、1人1人の情報把握と、個別避難計画の作成に踏み込んだ取り組みが求められています。

広島県内23市町の中で、本市など4市町が、未作成との報道がありました。支援の優先度の高い人から、計画づくりを進めることが必要と考えますが、今後の取り組み、計画作成について問います。

次に、高齢者や社会的弱者の孤独・孤立対策について問います。

本市の高齢化率は、昨年の4月1日で35.9%。政府は、本年5月に孤独・孤立対策推進 法を成立させ、来年4月に施行されます。

高齢化社会の到来とともに、孤独・孤立が問題視され、コロナ禍や単身世帯の増加で、 一層の深刻化が懸念されています。そういった中で、今回は、社会的弱者の住宅確保策な ど、本市の状況についてお伺いをいたします。

国においても、高齢者はもちろんのこと、ひとり親家庭、障害者や生活困窮者、刑務所 出所者など、住宅確保要配慮者への支援を検討するため、厚生労働省、国土交通省、法務 省などが合同で、検討会を7月3日に開いたとされております。

さまざまな事情から、住宅を借りるのが難しい社会的弱者が増えているものの、家主からは入居を断られるなど、制度からこぼれ落ちた人を支援するための法改正を視野に、秋までに具体的な対策を取りまとめるということであります。

本市におきましても、高齢化とともに、社会的弱者が増加する中で、孤独・孤立対策を 進めてこられたと思います。

そういった中で、来年4月の法の施行を目前にし、法の設立趣旨の説明と、住宅確保要配慮者の現状と、今後の取り組みについて伺います。

次に、高齢者の身元保証や財産管理について伺います。

身寄りのない高齢者の増加に伴い、入院や介護施設の入居時の身元保証や、葬儀、財産管理、死亡後の火葬や遺品整理などで、支援を必要とする人が民間事業者に依頼し、トラブルに巻き込まれる事態が相次いでいます。

総務省は8月上旬、身元保証など高齢者サポート事業について、事業者への全国調査結果を公表いたしました。

対象事業者412事業者のうち、回答は204事業者からで、従業員5人以下が61.1%、事業開始から10年以下が83.3%でありました。重要事項説明書の作成が確認できなかった事業者が78.8%、入会金や契約金を受けている事業者の21.2%が返金の規定がなかったなど、不明朗な状況でありました。

総務省は、どのような高齢者がサポート事業を利用しているかも、調査をしています。 179件中、「ひとり暮らしで親族がいるが、疎遠で相談できない」が41件、「ひとり暮 らしで身寄りがない」が38件、「高齢夫婦で頼れる親族がいない」が15件という結果とし ています。

本市においては、人口密度も低く、民間事業者のサポート事業は、まだまだ難しいかと も思いますが、高齢化率が高くなれば、需要は高まるものと思います。 高齢化率の上昇とともに、単身世帯が増加し、被害防止の観点からも、法の整備など、 早期の対応が必要と思います。現状と今後の取り組みについて伺います。

次に、老々介護について問います。

厚生労働省が先月4日に発表いたしました、2022年度、令和4年度国民生活基礎調査では、老々介護の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が、今後ますます増大していくことを如実に示しました。

国民生活基礎調査では、要介護者と、それを支える家族が同居されている世帯のうち、要介護者・家族とも65歳以上の世帯の割合が6割を突破し、75歳以上同士も35.7%になったとしています。

介護を受ける側から見た主な介護者は、同居している家族等が45.9%、別居の家族等が11.8%、介護事業者は15.7%ということでありました。

別居、同居とも、主な介護者の7割を女性が担当し、介護は女性に対して大きな負担と なっているようであります。

また、同居者の介護時間は、要介護度が重くなるほど長くなることは当然ですが、要介護3以上では、ほとんど終日が最多となり、要介護4で4割強、要介護5で6割に達しています。長時間の介護は、介護者の健康や精神に、深刻な影響を与えることが指摘されています。

1カ月の介護費用の負担は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護 1、要介護 2 は 2 万円ですが、要介護 3 で 4 万6,000円、要介護 4 で 5 万7,000円、要介護 5 では 7 万5,000円にもなります。

介護の分野において、多くの問題を含みながら高齢化社会に突入し、介護保険の重要性が高まっています。

一方で、老々介護の割合が過去最高になるなど、介護を担う家族の負担が極限まで重くなっていることも明らかであります。介護の社会化をうたって始まった介護保険制度が十分に機能せず、家族に重い負担を求める状況が強まっていると考えられます。

本市の老々介護の現状と、老々介護の解消に向けた取り組みについて問います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほど、お願い申し上げます。

〇議長(北地範久) 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

〇市長(入山欣郎) マイナンバーカードの保険証の問題、孤立・孤独になりやすい高齢者等の社会的弱者への対応と、まさに全国的に今、注目されている問題でございます。御質問ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のマイナンバーカードとマイナ保険証についてでございます。

初めに、マイナンバーカードに係るトラブルについてでございます。

本市におけるマイナンバーカードに関連したトラブルは、5月26日付で議員の皆様にも 御報告いたしましたが、4月にマイナポイントの申し込みなどの支援を行う窓口で、他人 の公金受取口座をひも付けさせた、誤登録に関する事案が1件発生しています。 本事案を受けて、本市の窓口で発生したミスを真摯に受け止め、現在は、入力内容の再確認やシステムへのログイン、ログアウトを確実に実施する方法について、マニュアルなどを用いて徹底し、再発防止に努めています。

次に、マイナ保険証による市内医療機関でのトラブル発生状況と、その内容についてで ございます。

市内医療機関での、マイナンバーカードと健康保険証とのひも付けに関するトラブルの 相談は、現在のところありませんが、氏名の漢字が旧字のため、一部が正しく変換されな い方がいることについて、相談がございました。

次に、マイナンバーカードの返納事例と、その理由についてでございます。

本市では、マイナンバーカードを一旦受け取られ、それを自主返納されたケースが2件 ありました。

返納理由は、いずれもマイナンバー制度に対する不信感や、所持することで個人情報が 流出するなどの不都合が生じるのではないかといった、不安によるものでございます。

今後、マイナンバーカードの活用の幅が、さらに広がってまいります。また、国でも現在、総点検を実施しています。マイナンバーカードを所持することの不安を払拭し、安心して活用していただけるよう、市民の皆様に伝えてまいりたいと考えています。

次に、マイナ保険証に係る、自治体や保険者の負担と対応についてです。

令和6年10月から、紙などの健康保険証を廃止した後に、資格確認証を保険者が発行する予定となっていますが、現時点では、国から詳細な内容が示されていません。

そのため、保険者にどのような負担が生じるか把握できていませんが、健康保険証の発 行事務と同様の負担が必要になるのではないかと考えています。

最後に、議員から御提案のありました国への要望につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が、既に法改正もされていることから、難しいと考えますが、健康保険証廃止後の対応については、全国市長会を通じて、国民や保険者などの関係者に混乱が生じないよう、十分な周知や情報提供を要望しています。

次に、2点目の高齢者などの社会的弱者対策についてでございます。

まず、個別避難計画の作成についてです。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑な避難を支援する ため、個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされました。

本市では、計画作成に必要な事項を定めるため、4月に全体計画である避難行動要支援者・避難支援プランを全面的に改定するとともに、関係課で構成する個別避難計画作成協議会を設置し、全庁横断的に、計画作成を推進する体制を整えたところです。

個別避難計画は、優先度が高い者から作成することが適当であるとされており、本市では、避難行動要支援者名簿に登録されている方々のうち、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに居住している方の中から、今年度は50名程度を目標に、個別避難計画の作成を目指しています。

なお、計画作成には、自治会をはじめとする地域住民や、福祉専門職の皆様の協力が不可欠ですので、皆様と協議しながら、実効性の高い計画の作成に取り組んでまいりたいと

考えています。

次に、孤独・孤立対策推進法の設立趣旨についてでございます。

日常生活もしくは社会生活において、孤独を覚え、また、社会から孤立していることで、 心身に有害な影響を受けている状態にある方が増えていることを、大変深刻な問題と捉え、 令和6年4月1日から施行されるのが、孤独・孤立対策推進法であり、孤独・孤立に悩む 人を誰1人残さない社会、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指すこ とが、法律の趣旨となります。

この趣旨に沿って、孤独・孤立の状態にならないための予防、孤独・孤立の状態にある 者への迅速かつ適切な支援、その状態から脱却するための取り組みについて、総合的な施 策を推進することを目的とし、基本的な事項が定められています。

続いて、住宅確保要配慮者の現状や取り組みについてです。

離職や収入減により経済的に困窮し、住宅喪失、またはそのおそれがある方など、住宅確保要配慮者に対しては、家賃基準額の3カ月を限度として支給する、住居確保給付金の取り組みを行っているほか、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業では、住まいを確保するため、不動産事業者への同行や、家主との交渉などの支援を行っています。

また、市営住宅では、居住の安定を図ることを目的として、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸していますが、その中でも特に困窮度の高い方、高齢者、ひとり親世帯、心身障害者世帯などには、入居者選考において、優先的に取り扱っています。

本市では、孤独・孤立に限らず、複雑・複合化する課題を抱える方が増える中、単独の 支援機関や支援体制では対応が困難であることを踏まえ、現在、重層的支援体制の整備に 取り組んでいます。

既にある法律相談や行政相談、消費生活センターなど、特定の困り事に対する市の相談窓口とは別に、複雑・複合化する困り事を抱える方たちが、どこに行っていいか分からないときに行ける相談窓口として、まるっと大竹を、10月1日から開設いたします。

開設に先立ち、包括連携の核となる社会福祉協議会、医療法人社団知仁会と市が協定を 結び、分野や職種にこだわらず、参加を呼びかけ、賛同者を増やし、複数の支援機関によ る包括的な連携による支援を目指していきます。

次に、身元保証等高齢者サポート事業の本市の現状と課題、今後の取り組みについてです。

身元保証等高齢者サポート事業は、全国的に高齢単独世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加 している中で、需要が高まっており、民間事業者の参入拡大が見込まれていますが、同時 に、事業者の経営破綻に伴うトラブル等の被害も発生しているようです。

国の調査によると、従業員数が少ない小規模の事業所が多く、契約における事前説明の 不足や寄附、遺贈に関しては、受け取り説明を行っている事業者が2割以下、また、苦情 受付窓口を整備していない事業者が7割近くあるなど、事業者の選定の見極めが難しいこ とが、問題として挙げられています。

この調査結果から、身元保証等高齢者サポート事業に対して監督する法令や制度、事業

運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要であるという 判断がされています。

本市では、事業参入や被害の有無について正確に把握はしていませんが、地域包括支援 センターや、よりそいサポートセンターにおいて、高齢者の入退院時における、ほかの機 関との連携や、権利擁護に係る、さまざまな相談に対する支援が行われています。

最後に、本市の老々介護の現状と、解消に向けた取り組みについてです。

国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢社会の到来が近づき、平均寿命が伸び続けている今、老々介護は大きな社会問題となっています。介護による心身の疲れを1つの要因として、高齢介護者が痛ましい事件を起こしていることも、記憶に新しいところです。

現代社会では、核家族化が進み、高齢夫婦だけの世帯も多く、長時間の介護のため、精神的にも肉体的にも疲弊しているにもかかわらず、相談する相手がいないといった家庭環境も多くなっています。

まず、介護者が孤立せずに、市や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの相 談機関に相談していただくことが、問題解決の第一歩につながると考えます。

孤独・孤立対策、高齢者世帯への支援、老々介護への支援などの社会的な問題は、本市でも起きています。10月から開設する相談窓口「まるっと大竹」を中心に、包括的に支援する、本市独自の地域共生社会を構築していきたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

- 〇議長(北地範久) 山崎委員。
- **〇12番(山崎年一)** 御答弁いただきました。

とりわけまるっと大竹、大変新しい企画で、これから注目していきたいと思います。

初めに、マイナ保険証についてお伺いをしたいのでありますが、一番問題なのは、高齢者施設の入居者等のマイナ保険証との関係、これが非常に、当初から心配をされております。

最近のことでありますが、政府がマイナンバーカードの管理や出張申請などのマニュアル、これをつくったということを伺いました。

それで、このマニュアルとはどんなものなのか。また、そのマニュアルで、今の高齢者施設や高齢者が抱えている問題が、どのように解決できるのかということについて、ちょっとお伺いしたいのでありますが、マニュアルの内容について、私、存じ上げておりませんので、どういうふうに、これから取り組んでいかれようとしているのかというところを、お伺いいたします。

- **〇議長(北地範久)** 市民税務課長。
- **〇市民税務課長(吉村隆宏)** よろしくお願いいたします。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

一般的なマイナンバーカードの申請取得につきましては、9月末で一応の区切りがつく ものとなります。これから、引き続き、まだ取得されてない方への積極的な支援が必要に なってまいります。

議員の御質問にありますように、高齢者施設とか介護施設、こういったところに入所さ

れている方のマイナンバーカードの取得支援、これが必要になってまいります。

それらの支援を行う際に、先ほど議員がおっしゃいましたマニュアルというものが、本年8月、マイナ保険証、マイナンバーカードの取得方法、また、管理方法、出張申請の受付についての留意事項など、こういったものが記載されました福祉施設、支援団体の方向けのマイナンバーカード取得・管理マニュアル、こういったものを政府が公表しております。

今後はこれを受けて、本市におきましても、病院や福祉施設等で出張申請受付などを行いまして、マニュアルに載った手順などを参考にしまして、介護施設、福祉施設等の申請の受付を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

〇議長(北地範久) 山崎議員。

O12番(山崎年一) 大変、人手不足で、介護施設等、厳しい状況の中で、新たにこういった問題が出てきて、困惑されているのではなかろうかと思うんですが、それでこのマイナ保険証の関係のニュースというのは、日々、変わってくるといいましょうか、次から次へ対策を打ち出されるということは、いいことではありますが、逆に言えば非常に混乱をするという状況であろうと思うんですが、例えば、最近で言いますと、暗証番号のないマイナンバーカードを発行するというような報道もされました。

そうなってくると、マイナンバーカード自体が2本立てになるのかなという気もするわけですが、こういったことの情報というのは、これは新聞報道でもテレビのニュースでもあったと思うんでありますが、マイナンバーカードの保険証そのものが2本立てになるのか、そういったところについて情報がありましたら伺います。

それから、もう一点、デジタル庁が、マイナンバー総点検でひも付けの誤りを点検する 必要がある自治体が、332自治体と公表をいたしましたが、広島県の場合は、障害者手帳 や税金などに関するデータの確認を、各自治体に委嘱しておるということの中で、広島県 内の23市町は、障害者手帳の事務については自治体に権限があるわけですから、23市町が それぞれ確認を進めるということのようであります。

本市の対応について、どういったことがあるのか、また、対象者が何件ぐらいかということが分かりましたら、お伺いをいたします。

- 〇議長(北地範久) 市民税務課長。
- 〇市民税務課長(吉村隆宏) まず、マイナンバーカードの2本立ての情報ということでご ざいます。

まだ、報道等がありまして、国のほうから直接指示、または情報等は下りてきておりませんので、これから情報が来ればそれを確認しまして、内容を検討していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(北地範久) 福祉課長。
- ○福祉課長(井上 剛) 身体障害者手帳の発行事務につきましては、広島県から権限移譲 された際に引き継ぎましたシステムで行っておりますが、このシステムがマイナンバーに

対応していないために、ひも付けは行っていない状況です。

デジタル庁におきましては、身体障害者手帳に関するひも付けの総点検を、全国一斉に 行うという方針で、権限委譲自治体である本市も対象として公表していますが、そもそも、 ひも付けを行っていない本市のような自治体につきましては、総点検の必要がありません。 このことにつきましては、デジタル庁にも確認済みでございます。 以上です。

- 〇議長(北地範久) 山崎議員。
- O12番(山崎年一) 今のはちょっと私、よく分からなかったんですが、必要性がないんだということなのですが、そうすると、このひも付けはどこがやるんでしょうか。その必要性がないということが、ちょっと分からないので、今の330何個の自治体は、しなければならんと。ただ、広島県の場合は委嘱しておるから、自治体がやらなければならんのだというのが、今の報道だったんですが、しなくていいんだということの、そのひも付けしてないから、では、ひも付けはどこがするのかと。ちょっとそこのところ、すみません、理解できなくて申し訳ないんですが、よろしくお願いします。
- 〇議長(北地範久) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長兼福祉事務所長(三原尚美) 点検をしなくていいというところが、ひも付けがまだされていないので、しなくていいということなんですね。ひも付けはどこが行うのかということですが、する必要が出ましたら、それは、また市がやっていくことになろうかと思います。ただいま、できる状況にないので、先ほども説明しましたとおり、システムが対応していないというものを今使っておりますので、現在ちょっとひも付けができないという状況です。なので、ひも付けが必要になると、市がやることになります。以上です。

- 〇議長(北地範久) 山崎議員。
- **O12番(山崎年一)** ひとつ、障害者はなかなか大変な生活の中での問題だと思いますので、よろしくサポートのほうをお願いします。

それでは、続きまして、2点目の高齢者と社会的弱者の問題で、ちょっとお伺いしたいのでありますが、高齢者の財産管理や身元保証などの、いわゆるサポート事業ですね。これは先ほどお話しいただきました、まるっと大竹でやられるのかなと思うのでありますが、対象者そのものが社会的弱者なので、信頼できる事業者をマニュアル化するといいますか、信頼できる事業者を確認できる制度的なものをつくらないと、この問題というのはなかなか解決しないだろうと思います。特に相手が高齢者でありますし、これから亡くなっていくという状況の中で、きちっとした制度をつくるということが、先に必要なんだろうと思います。

この制度ができないからこそ、なかなか問題が解決しない。そういったことについては、きちっと自治体が責任を持って制度をつくって、そのことをしっかりと住民に周知していくことの中で、安全対策をつくっていくということが必要だと思うんですが、このあたり、制度をつくることについてのお考えについてお伺いをしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(北地範久) 健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長兼福祉事務所長(三原尚美)** 現在の大竹市の状況ですが、こういった事業 所というのは、社会福祉協議会であるとか入所施設、そういったところにチラシを置いて、 広告していくということが多いようです。

本市においては、チラシ等が確認されていないこと、また、消費生活センターにおいて も、過去10年間で、実は1件も相談を受けたことがないということから、まだちょっと本 市のほうには、こういった事業者が参入して来られてないんだろうなと、これは議員も、 人口の関係で、数の関係でというお話をされてました。

その前に、今後どうかという話ですが、国が何らかの指針を出すんではないかと思って おりますので、そのときには国に合わせて考えたいと思っております。

もう1つは、大竹市の高齢化率は上がっていくんですが、実は高齢者数というのは、どんどん伸びていくという状況ではありません。65歳以上ということであれば、もうちょっと打ちどめ、75歳以上の方は、もう少し伸びます。これも、令和12年では、数とすればもう伸びない、これ以上伸びないというふうに、今、推計をしておりますので、数ということであれば、そんなにどんどん事業者が参入してということではないんだろうと思います。ただ、サポートをする人間というのも数が減っておりますので、そのあたりを地域の力も使いながらというんですか、皆で見守れるような地域共生社会を築いていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(北地範久) 山崎議員。
- **〇12番(山崎年一)** ありがとうございました。

高齢者が少なくなっていくと。非常に喜ばしいことなのか、悲しいことなのか、ちょっと非常に悩む問題だと思うんでありますが、これから外国人労働者なども増えていくということの中では、高齢者だけに限らず社会的弱者ということになると、やっぱり障害者も増えているようでございますし、しっかりとこれからの体制をつくっていただきたいということをお願いしておいて、大変いい、参考になる答弁をいただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長(北地範久) 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。 なお、再開は10時55分の予定といたします。よろしくお願いいたします。

> ~~~~~~○~~~~~~ 10時46分 休憩 10時55分 再開

> ~~~~~

○議長(北地範久) それでは、一般質問を続行します。 続いて、13番、日域究議員。

〔13番 日域 究議員 登壇〕

O13番(日域 究) それでは、市民の味方を代表しまして、質問させていただきます。よ ろしくお願いいたします。 さて、皆さんは県報を御存じでしょうか。日本国憲法ではありません。国で言うところの官報に当たるものですけれども、広島県などが条例や規則の公布やさまざまな告示などを広報するための、新聞のようなものです。

今年の6月8日の広島県のその県報に、大竹市がこれから行う地籍調査を、湯崎知事が 国土調査として指定したことが書いてありました。多くの皆様は、一体何のことと思われ るでしょうけれども、その説明のために、資料をお配りいたしました。タブレットを御覧 ください。

左側の縦長のものが法務局の公図で、右の横長のものが、大竹市がつくった地番図です。 ともに9月15日に新たに取ったのですが、法務局の公図は、私のミスで8年前のものがこ こに貼ってあります。内容は同じなので、間違えてパソコンにあった古いものを加工して 貼り付けてしまいました。地番図は9月15日のものです。

それぞれ黄色に塗ってある部分が1つの具体事例ですが、公図には、地番が1つだけですが、地番図には3つ書いてあります。公図には載っていないのに、大竹市のつくった図面には3つも地番が書いてある根拠は何でしょうかという問題です。

法務局に備付けの大竹市の土地の地図、ここでは公図と呼びますが、精度が低くて問題があります。公図の下のほうに、地図に準ずる図面と書いてあるのが、その証拠です。その精度を上げるためには、国土調査の再調査は避けて通れない道であり、それを決めた市長の英断を高く評価するとともに、議会としても、議員としても、市民に誤解と不安を与えないように、そして、正しく理解をしていただくように、側面から協力していかなければならないと考えております。

しかし、この再調査は、短時間でできるものではありません。完成までには長い時間がかかります。その間も、地籍の乱れた状態の多くは継続します。再度の国土調査を進める上でも、なぜこんなことになったのかを知っておくことは大切ですし、あわせて、地籍が正しくなるまでの間、固定資産税課税に問題はないのか、それを質していきたいと思います。

大竹市は昭和29年に、昭和の大合併と言われたときに合併して、誕生しました。国土調査、ここでは国調と略しますが、それは合併の前の旧小方町で始まったと聞いたことがありますが、そうなんでしょうか。合併した関係でその国調が全市に広がって、昭和40年代までかけて、沿岸部においては終了し、山間部は手つかずのまま、現在に至っていると聞いています。では、大竹市の地籍は、なぜこんなにも乱れているんでしょうか。

まず、典型的な場所を紹介します。大竹高校です。県立高校のあの広い土地ですが、法務局の公図には、地番が全く入っていません。県有地として、全くもってずさんですよね。広島県が用地買収をしたときの契約書の写しを見れば、多くの地番と所有者が載っています。でも、その契約書に図面はついていません。これを見て、広島県教育委員会もいいかげんなことするなと、正直思っていましたが、当時のことをさらに最近詳しく調べてみて、印象が少し変わりました。

どんな状況下で用地買収が行われたのか、市役所内の記録を調べてみたんです。大竹市 は昭和30年代に企業誘致に成功し、大きく発展しました。沿岸部にあった日本海軍の海兵 団などの跡地の有効活用ですよね。そこには海兵団のごつい木造の兵舎が残っていて、それを転用した大竹中学校と大竹高校があったのだと思います。当然その場所も、進出企業に引き渡さなければなりません。ですから、2つの学校の新築移転が必要となります。

中学校については、今の大竹中学校のある場所は元々が公有地ですが、大竹高校の場所は、民間の山と畑でした。広島県教育委員会と大竹市で委員会をつくって、学校用地の買収に当たり、学校への進入路の買収は、市が単独で行ったのかなと思います。

その交渉の記録を見ると、非常に面白いです。息子の就職を斡旋しろとか、代わりの土 地が栄町だったら農地としての収量が低くなるとか、いろんな無理難題を吹っかけられて ます。

余談ですが、こんなことも分かりました。新しく高台に造る、大竹高校への進入路です。 権現橋から警察署の前を通って、そのまま直進して、大竹高校の敷地の南側の端ぐらいで しょうか、そこに直線的につなぐルートも、案として検討されています。でも、その案は、 大竹中学校と大竹高校の通学路が近くなり、トラブルが増えることが懸念され、不採用に なったと書いてあります。

そんな状況下で、時間もない中、急いで用地買収を行ったんです。ではその頃、大竹市に金があったか。これが、ないんですよね。大竹中学校は、多くの関係者が永久建築にしてほしいと希望しながら、一方では建築予算は足りなくて、結局、進出企業である三井石油に、建築費の3分の2に相当する、1億円余りを出してもらっています。

ちなみに永久建築ですけれども、永久という意味ですよ。鉄筋コンクリート造りの当時の表現です。木造と違って、RCなら永久に保てるという意味なんでしょうけれども、時代が違うと、ものの見方が違うもんですね。

それで大竹中学校は、昭和37年の夏休みに、新校舎に引っ越しをしてます。当時の中学3年生の男子生徒は引っ越し作業に駆り出されたと、当の御本人から聞いたことがありますが、この状況であれば、さもありなんですよね。

私が調べたのは、昭和34年度から昭和37年度の、大竹市の決算です。その間の全てが赤字でした。一般会計で、繰上充用をやっています。今では想像もできませんが、すごい時代です。

また、その間にやっと地方交付税らしきものが始まっています。その前には、国が赤字補填をしてくれる制度があったと聞いたことがありますけれども、先人たちはそんな厳しい中で、大竹市の基礎をつくったんですね。ただ、残念ながら国土調査は中途半端に終わっていますが、そこまでは手が回らなかったというのも分かる気がします。

本音を言えば、いっそのこと国土調査をしないほうがよかったのではないかとも思いますけれども、それもできなかったんでしょう。国土調査をやってしまったことで、厄介なことを生んだことは事実です。とはいえ、それらを含めて、後に続く者がそれを放置してはいけません。直すのは我々の責務です。このまま放置したのでは、頑張った先人の皆様に申し訳ないと思いますよね。

では、何をするのか。1つは再度の国土調査ですが、これはスタートしました。しかし、 もう1つあります、不明地の扱いです。皆さん、不明地とは何か御存じでしょうか。 不明地とは、登記簿がありながら、その地番が公図に載っていない土地のことと、私は解釈しております。つまり、法務局の資料では、土地の所有者や広さは分かっても、公図に記載がないので、場所や形、そして、隣にどんな土地があるのかなどが、全く分からないですよね。絵に描いた餅のような存在です。多分、雑な国土調査が、多くの不明地をつくり出したのではないかと思われます。

国土調査の前の古い地図である、字限図などにあった地番が、国土調査になって消えたものが多くあります。そこがずさんな処理の主要部分ですが、それでも出来上がったものは、大竹市がつくって、国や県が認めて、地籍図として法務局に納められた、唯一の公式な地図なんですね。

そこで質問です。大竹市には、今、一体どれぐらいの不明地があるんでしょうか。大竹市の土地の全体の登記簿、登記筆数と、公図に載っている筆数、公図には載ってないけれども地番図だけ載っている筆数、最後に、どこにも載ってない筆数、これらをお尋ねします。

あわせて、地番図だけに載っている土地の固定資産税額も、分かればお願いいたします。 多分、多くあると思われます。そうであれば、それにも固定資産税を課税したくなるかも しれません。

しかし、大竹市が作成し、国土調査という手続を経て作成された公図ですから、一般的には、その公図に載っていない土地には、固定資産税は課税できません。なぜなら、台帳課税主義という言葉がありますよね。

具体的に言えば、地方税の根拠法は地方税法ですが、そこで固定資産税を課税するには、 まず、課税台帳をつくると書いてあります。そして、登記がある土地については、不動産 登記の内容をそこに登録するとあります。つまり、登記簿があって公図にその地番が記載 してあることをもって、課税対象になります。

ところが、不明地は法務局の公図に記載がありません。その具体的な場所や形が分からなければ、何もできないです。宅地に柿の木を植えて固定資産税を安くする、そういうやからが世の中にはいますけれども、これを現況課税といいます。

登記簿上では農地でも、実際には駐車場に使われていれば、雑種地として課税されます。 そこが実際にどうなっているかが分からなければ、土地の評価ができないんですね。評価ができなければ、課税はできません。

では、公図に記載がなければ、どうしようもないんでしょうか。そんなことはありません。地方税法では、公図の不備で課税に問題があれば、市長には公図の訂正を法務局に要請する権限が認められています。ちゃんと場所が分かれば、公図の訂正ができるんです。制度とすれば、なかなかよくできていると思います。

では、質問です。公図に記載がないものにも、公図の訂正をせずに課税するためだと思いますが、大竹市市民税務課は、どんなルールのもとに、地番図に不明地の地番を記載しているのでしょうか。場所や形はどう決めるんでしょうか。道路に接しているのか、いないのか。そして、宅地か、雑種地か、農地か。これらも、どういうふうに分かるんでしょうか。現地が特定できなければ、何も分かりませんよね。現地の特定、この手続、手法が

どのように定めてあるのか、教えてください。

私、この質問初めてではないんですけれども、私の以前の質問に対する答弁を、ここで 紹介しておきます。

地番図について、その根拠は、地方税法第380条 3 項を受けた大竹市税条例第73条に、「固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壌分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については規則で定める。」があり、それを受けて令和3年につくったのが、固定資産に関する地籍図等の記載事項を定める規則なんでしょうね。これによって地籍図をつくっていて、それが地番図であり、それが課税の根拠だといったものでした。

ただ、それには、地籍図作成には地積測量図や航空写真を利用と書いてありますが、不明地に地積測量図が果たして存在するでしょうか。それがあれば、普通は不明地にはなりません。何もなくて、航空写真だけあっても、場所の特定はできません。

そうではなくて、これは公図に載っている土地であっても、それだけでは一面的だから、 課税に当たっては地域測量図や航空写真でさらに分かりやすくしなさいというのが、法の 趣旨ではないかと思われます。

地積測量図は、隣地の地権者との境界立会から始まる一連の手続を踏まえて、通常は土地家屋調査士がつくるものですが、不明地にそんなものは、一般的にはありませんよね。 この規則自体が後追いで、令和3年につくったものですが、さきの答弁は、今思えば、地方税法の趣旨を逸脱しているように思います。

ここで、大阪市の例をお話しします。これは偶然見かけたんですけれども、大竹市同様に、地番図がネット上にあります。そして、法的根拠はありませんと書いてあることも同じです。でも、その後が違います。正確なことが知りたい場合は法務局の公図を御覧くださいとあるのですが、ここが大竹市とは決定的に違います。

質問を繰り返します。大竹市の地番図に、公図には記載のない地番を書き加えるときの、 事務手順を定めたルールをお示しください。

また、それがあるのであれば、そこで公図には記載のない地番を加えることができる条件は何でしょうか。本人の同意、隣地の同意は必要なんでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

2番目の質問です。次は、再生可能エネルギーの問題です。

風力発電に関する質問をして逮捕された方がどこかにいましたけれども、私は太陽光発電の質問をさせていただきます。

太陽光発電は、FITを中心に、経済産業省が普及を図ってきました。目的は CO_2 の削減ですが、ソーラー発電の装置が高くて、電力会社から買う電気料金が安い時代には、環境のためによいことではあっても、損してまで設置する人は多くはいませんよね。それでは普及しません。ですから、ソーラー発電分は市場価格よりも高く買えますから始めませんかというのが、FITでした。

しかし、今では電力会社から買う電気は非常に高くなり、反対にソーラー発電の機器の 値段が下がり、FITで売る価格がそれにつれて下がってますから、これでは逆に面白く ないですよね。

そんな中で、今度は環境省が、PPAという新たな方法の普及を図っています。ソーラー発電の機器が安くなったのですから、自分で設置して使いませんかというものです。一旦設置すれば、コストは設置費の償却費だけで、ランニングコストはゼロですから、原油やLNGがさらに値上がりしても、影響は受けません。そして、PPAの特徴は、余分があれば外部に売ることもできるということです。ですから、市町村でも導入が増えつつありますが、大竹市も一考の価値があるように思います。

設置自体は民間企業が行い、大竹市の資金負担はゼロです。大竹市はそこから安く電力の供給を受けます。使い切れない電力は、外部の民間企業に売ることもできます。イメージ的にも、売電でもうける大竹市よりも、CO2の発生しないソーラー発電で庁舎の電力を賄う大竹市のほうが、イメージアップにつながります。導入する自治体が増えているのもうなずけます。

今年の夏も暑かったですよね。そして、雨が降れば大雨です。これは人ごとではありません。それで、大竹市も環境先進自治体として、PPAを導入してはどうかなと、考えをお尋ねするものです。

繰り返しますけれども、まず、PPAですが、民間企業の資金で、大竹市の建物等にソーラー発電を設置します。それを大竹市自らが、電力会社より少し安い料金で供給を受けます。大竹市は投下資金ゼロで、CO2対策に貢献でき、その上で、電力会社よりも安く電気が使えます。信用ある大手企業が相手であれば、悪くはないと思いますし、環境省も後押ししていますが、この話を聞いて、その感想を伺いたいと思います。

自然を破壊するわけではありませんから、公共施設の屋根とかに、上手に設置することは悪くないという気がするんですけれども、もうこのように自然環境が変わってしまうと、もちろん大竹市がどうかしたぐらいで変わるわけではないんですけれども、でも、何かをしようよという気はいたします。市長のお考えを聞いてみたいと思います。

壇上での質問は以上です。よろしく御答弁お願いいたします。

〇議長(北地範久) 市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

○市長(入山欣郎) 長年の大竹市の課題である、精度の低い公図の改正問題、それから、地球温暖化の問題についても、すぐには解決できないことでございますが、小さいことでも一歩一歩進めることが必要であるというふうに認識しております。御質問ありがとうございます。

まず、固定資産税の課税方法の見直しについてでございます。

1点目に、本市における不明地の筆数についてでございます。

不明地には2通りあります。法務局の公図に記載がない不明地のうち、現地に確かに存在しているものと、公図上でも、現地でも、実際にどこにあるか分からない不明地です。 このため、公図のデータを市では管理していないこともあり、その筆数については把握していません。

ちなみに、市内に登記されている土地全体の筆数は、約4万9,000筆程度です。

2点目に、市の地番図に、公図にない地番を記載するときの事務手順を定めたルールや 条件についてです。

本市では、規則や規程などを定めていませんが、現地調査により存在が把握できた場合 に、課税台帳に記載しています。

地番図の記載が、法務局の公図の内容と一致していることに越したことはありません。 しかし、市の地番図は、固定資産の持つ効能が発揮される対価とした、応益税としての性格を持つものとして課税していくことが目的であり、不動産の存在を確定させるための境界立会や、土地の取引を記録するという不動産登記とは目的が異なるため、公図に記載がないという一点だけで、課税できないものではありません。

また、地方税法において、固定資産税における土地等の所有者は、登記簿または補充課税台帳に記載されている者を言うとされています。地方税法において、登記されていない固定資産でも、現地の課税客体が存在することにより、補充課税台帳を作成し、それを根拠に課税することができる制度となっています。法務局の公図への記載の有無が直接の要件ではなく、公図のみで固定資産税の評価をしなければならない規定はありません。

したがって、本市の地番図に、公図に記載のない地番を加える条件としては、公図にない地番を一律に不明地として取り扱うことはせず、課税客体である現地の土地の状況、航空写真や登記簿の情報など、客観的事実を加味し、地番図に反映させるようにしています。

このため、所有者や近隣の方に土地の使用状況などを聞き取る際には、丁寧な説明を行い、理解いただくよう努めていますが、課税手続の段階で、所有者及び近隣の方の同意を得ることは行っていません。納税者の方々には、課税の内容について、課税通知や縦覧・閲覧制度を利用して確認していただくものとなります。

最後に、公図にない土地の課税を控えてはどうかということについてです。

本市において、登記簿にあって公図に記載のない地番については、宅地だけでなく、 田・畑・山林などを含めて相当数あると考えていますが、個々のケースによって、その対 応も違いますので、本当に不明なものかどうか、慎重に判断する必要があります。

納税者から不明の土地などの申し出を受けた際には、しっかりと調査を行った上で対応 する必要があり、一律に不明地として課税保留とする取り扱いは行っていません。

今後、これら公図に記載のない土地の状態を解消するために、時間がかかるものとはなりますが、本年度から実施する地籍の再調査の結果を踏まえて、その成果を地番図にも、徐々に反映させていかなければならないと考えております。

次に、CO2削減のためのPPAの導入についてお答えをいたします。

御提案のPPAモデルとは、第三者所有モデルや電力購入契約モデルなどと呼ばれる、太陽光発電設備の設置方法の1つです。PPAモデルは、企業や自治体が所有するビルの屋根や空き地をPPA事業者に貸与し、PPA事業者が太陽光発電設備を設置するものです。

企業や自治体は、初期投資ゼロで太陽光発電設備を設置できますが、発電された電気を、 PPA事業者から購入することになります。

PPAの課題としては、15年から20年の長期契約になるため、大規模改修や廃止予定の

ない施設を選定する必要があることや、施設によっては設置場所や設置枚数が限られ、設置面積や日射量などにより、電気代の削減効果が低くなることもあり、メリットの有無を 判断するのが難しいことにあると考えています。

また、市の施設においても、新たに太陽光発電設備の設置を考える場合、重量物を屋上 に設置することにより、構造上の影響、設置可能な面積や電力使用量の多寡などを調査し、 慎重に判断する必要があります。

市では、第2次大竹市環境基本計画の基本施策として、地球温暖化対策の推進を掲げています。民間資金を活用するという新たな手法は、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及を後押しするものの1つであり、今後、他の自治体や民間企業がどの手法を採用したかなどについては、情報収集し、研究してまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

〇議長(北地範久) 日域議員。

O13番(日域 究) 御答弁ありがとうございました。

非常に難しい話で、正直言いまして、質問するのも大変なんですけれども、ただ、今の 私の想定の範囲の御答弁をいただきましたけど、例えば、課税要件法定主義だったかな。 税というものは料金とかと違いますから、法的な裏づけがちゃんとあって、課税されるべ きものだと思います。

そういう意味で、さっきの不明地について、それを課税対象にするか否かのルールというものはないんだという答弁がありましたけど、それはちょっといかがなものかと思えるのと、もう1つは補充台帳という言葉がありましたけど、これは、登記がない土地、例えば、建物なんかが典型ですけれども、登記しない人もいますからね。それは建物は造ったけど登記しない、でも、課税対象という場合に、補充台帳に書くわけです。

例えば、あるかどうか知りませんけど、勝手に池を埋めたというか、海を埋めるのは大変でしょうけれども、そういうふうに、土地の登記がないけれども実際に土地があって、そこで使ってる、そういうものを書くのが補充台帳であって、登記がしてあるものは補充台帳ではなくて、課税台帳だと。課税台帳に当然、図面がくっついてるんですけれども、その図面も公図がくっついてると。その公図そのものも、元を正せば地方自治体がつくったものですから、自らつくったものが違ってたら直せという条項もあるわけですから、ちょっとそこのところは問題があるような気がしますけれども、私、それがよくないって言って追及するような気は、本音から言うと、ないんですよ。やめたらという気がするんです。

例えば今回、正直言いまして、ヒアリングのときに、筆数ですよね、登記の。それで登記簿の数は、もちろん簡単ですから、分かりますよね。それから、公図に載っている筆数があって、載っていない筆数がそれなりにあって、そのうち場所が分かるというふうに市が判断しているところが当然あるわけで、それが地番図に載っているんでしょうけれども、それが分かってると思ったんですよね。課税している以上、その件数が分からなければですね。

だから、それが分からなかったらやめましょうというか、課税するという立場もそうで

すし、やめようという立場においても、そのぐらいだったら費用対効果ではっきりしませんよねって言いたかったんですけれども、ありませんって言われて、正直、本当かなと思いながらも、そう言われたら、議論がなかなか前へ進まなくなるんですけれども。

例えば、地番図というものを、大竹市は業者に頼んで毎年つくってるのではないかと思いますけれども、何百万円かは毎年かかってますよね。それなんかも、公図でやれば要らないんですよね。公図を使ってやれば、もうそれで終わりですから。

もちろんその分、税収は減りますよ、減りますけれども。どのぐらい減るか分かれば、 公図にないんだから、やめとこうと。もちろん、今のやり方、私がつけた資料があります よね、地図があって、面積があって、別に、公図では筆が1個しかないわけですけれども、 その登記簿と現地の面積を比べたときに、面積が著しく違えば、現況面積で課税すること もできるというふうに、土地の評価基準に書いてありますよね。

だから、不明地がここにあるんだって無理に言うより、この面積でもちょっと違いますよねという手もあるわけですよ。そのやり方もあるんだろうというのが1個ありますね。これも聞いてみたいです。

それと、不明地ですけれども、例えば国土調査をやりますよね。国土調査をやる目的が、不明地の解消とは違う気がするんですよね。現地へ行って、境界立会をして、面積を測り直してその地番を直すんですけれども、この不明地は大竹市が固定資産税の課税上は、自らの地番図に載せてますけれども、それは法務局から見たら全く対象外、法務局の立場から見れば、ない土地ですからね。

だから、私も最近そういうことを経験して思うんですけれども、公図にない土地の方は、 境界立会もできないですよ。ここはうちのだから、境界はここだって、いや、あんたの土 地は公図に載ってないから、あんたは寄せてやらないと言われたら終わりですからね。

それと、さっきに戻りますけれども、不明地というものが、やっぱり登記簿の紙は誰かが、昔だったら、バインダーを外して持って帰ったら消えるかもしれませんが、今はデータですから、そんなことはできませんよね。登記簿自体は普通、なくなったりしません。でも、現地は常に動くわけですよね、極端なことを言えば。固定物があれば動きませんけれども、そうでなかったら、現地というのは、よくあるわけですよね。

私も10年前に買った土地を、この前再調査したら、かなり違ってましたよね。20年ぐらい前ですから、20年ぐらい前に売る側がちゃんと測量して、地積測量図までつくって、法務局にありましたけど、最近再調査したら、相当違ってました。そんないいいかげんな測量をしているとは思いませんけれども、精度が変わったのか何か知りませんけどね。

面積なんてある意味、そういうところがあるんですけれども、例えば、ここの今の私の 資料で渡した黄色い土地があるではないですか。黄色に塗った土地を、これ、地籍調査を したら、公図に書いてある地番の面積が正しくなるのではないかと思うんですよね。一緒 に書いてある2つの地番は、これは、では、なしよねって、消えるのかどうかですよね。 あるいは本格的な不明地になって、そのまま残るのではないかと思うんですけれども。

だから、地籍調査を再調査をするがゆえに、こういう公図に載っていない土地は、もうとりあえず課税対象から外すというほうが、市民に対しては説明がしやすいのではないか

と思うんですけれども。

ばらばらと質問しましたけど、ちゃんとメモしていただいていたら、御答弁をお願いしたいと思います。これがけしからないと言うのではなくて、ルールにのっとって、ちゃんとやりましょうと。そうすると多分、市民税務課の担当者の方も、やりやすくなると思うんですよね。大きな意味で、ある種、DXか何か知りませんけれども、行政の効率化ですよ。さっきの質問の中に、まるっと大竹ってありましたけど、固定資産税も丸っとやりませんかと。よろしくお願いします。

〇議長(北地範久) 市民税務課長。

〇市民税務課長(吉村隆宏) 非常に難しい問題ではございます。

しゃくし定規に言いますと、公図というものは国土調査法に基づきまして、地籍を含む 国土調査の結果、この写しが登記所に送付され、これがそのまま公図になるというものに なります。

一方、地方税法上では地籍図、大竹市では運用上、これを地番図と言っているわけでございますが、地方税法の中で規定され、固定資産の評価に必要な資料の1つとして備えているものでございます。これは、地籍図等の作成、更新については、市町村長に裁量として権限が与えられているという形になります。

このため、一般的に公図がない場合は、場所が分からないではないかという御質問では ございますが、現状、課税する側に立ちますと、先ほど市長の答弁にもありましたように、 公図にないという理由だけで、課税ができないものではございません。

たとえ公図に表記がない場合でも、地方税法に基づきまして、課税評価を行うために必要になるもの、これを本市が地番図として備えているという形になります。これは過去からの地籍が表示された図面とか、また、登記所の公図、航空写真等、さまざまな資料を活用しまして、土地、地番図を備えているものでございまして、これらに基づいて、明らかに存在するものとして土地を認定して、課税を行っているということです。

これが明らかに存在するというのは、では、どういうことなのかということになるんですが、例えば隣接する複数の地番などで一部が公図にないという場合は、多々ございます。これは、過去の登記の切り替えとか分筆とか、そういったときに図面が漏れていたとか、そういういろんな理由があるとは思うんですが、そういった部分が生じた場合に、登記簿上に存在はしておりますと。明治、大正、昭和と同一所有者、同一地目の土地として整理され、さらに過去の登記簿、こういったものも見ても、移転登記や地目変更など、移動履歴も全く同じ状況であり、現況の地番図の計測面積も、登記地積の合計を下回っていなければ、これは同一所有者が同一管理している明らかな土地として、客観的事実がそこに存在していると考えられます。

固定資産税は、応益税としての性格を持つものとして、本市では固定資産税の課税という形で地番図を整理しておりますので、ここが公図と地番図の形が違うとか、あとは地番の記述が違うということになってまいりますが、地番図としては、課税を目的として整理をされているということで、こちらは考えております。

以上です。

- ○議長(北地範久) 地籍調査担当部長。
- **〇建設部地籍調査担当部長(小田健治)** これから行おうとしております、地籍の再調査でございます。

地籍の再調査を行う場合につきましては、登記簿とか、あるいは法務局にあります登記 所地図、あるいはその登記関係の附属書類、それと、現地の地形、地物等のそういう資料 とあわせて、土地の所有者の方、これの現地で確認していただいて、境界を確認していく というのが、基本的な流れになってまいります。

今お話がありましたように、例えば、公図に今1つの地番しかありませんと。だけど、公図に表れていない、例えば、近隣の地番が、先ほどの資料で行きますと、他にプラス2つほどございますという場合で、この周りの土地との境界ははっきりしていると。ただ、地番が今、1地番しか入っていないという場合につきましては、想定される手続といいますか流れとしましては、その土地の所有者が同一所有者ですよと、あるいは、字も同じで、地目も全く同じということになった場合に、その土地の所有者の方が、もう中の境界がどうなるか分からない、だけど、この地番についてはもう1つの地番にしてもらえないかというふうな話が現場で出てきた場合について、あと、いろんな細かい条件もあるんですけど、もしその条件が合えば、いわゆるそれを合併するというふうな対応ということも、一応、可能にはなります。

もし、仮に合併という形になりますと、地籍調査では合併という言い方をしますけど、 それで最終的に縦覧が終わっていきますと、最終的にそれが法務局に成果物が送られます ので、今度はその法務局のほうにおきましては、合併されたものについて、今度は合筆の 登記という形の中で、地番が、ほかの地番はなくなって、1つの地番だけが残るというふ うなことは可能になっております。

ただ、該当する地番が本当にどこにあるか分からない、ほかの地番が分からない場合については、やはり地籍調査におきましても、現地確認が不能ですというふうな土地という形で対応せざるを得なくなります。その地番については登記簿上は現地確認の不能で、法務局の公図についても、もう現地確認できないので、公図には載せられないというふうな形になってこようかと思います。

地籍調査をすれば、土地がどうなるかというのは、その状況によって判断していくという形になります。

以上です。

- 〇議長(北地範久) 日域議員。
- **〇13番(日域 究)** ありがとうございます。

話があちこち行って、記憶が追いつかないようになりそうですけれども、今の部長のおっしゃったことですけれども、それ、合筆できれば、できるのかもしれませんけど、ただ、私、開発公社の一応、理事ということで、小方の開発公社の土地を時々見てますけれども、公社の土地の中に不明地らしきものがあったんですけれども、それを、その不明地の所有者から、寄附を受けましたよね。寄附を受けた途端に地番図に載ったんですけれども、状況が全く変わってないのに、地番図に載りましたからね。やっぱり、そこの基準はかなり

曖昧だなという気がするんですけれども、さっき市民税務課長の御答弁の中で、大竹市の 考え方はと言われましたけど、それについて明文化したものがないということなんでしょ う。

そうなんですよね。こういうルール、例えば、それが条例であれ規則であれ、何でもいいですけれども、こういうものが内規としてありますと。これを基に大竹市は判断しますというのがあればいいですけれども、それがこうですって言っても、実際になければ、やっぱり、あまりよろしくないですよね。

さっきの話を総合して、この不明地をどうするんだって、消せるんかと言って登記官に聞いたら、何て言ったかと言ったら、それは我々の仕事ではありません、市の仕事ですって。ほんまかいなと言った頃にちょうど5時15分になったので、電話を切りましたけど、答えには行き当たってませんけれども、そんなことも含めて、だから大竹市がやってることは悪いと、私、今、糾弾してるわけではないですよ。やめませんかと。

さっきのまるっと大竹というのはすばらしいことだと思いますけれども、やっぱり四角い部屋を丸く掃除することも時には必要なので、そうすることによって、行政がものすごく楽になりますよという言い方も変ですけれども、実はこの前、今月の11日だったか、益田市に行ってきたんですよ。土地の課税でちょっと話題になった裁判がありまして、報道とかでは、もう一般論過ぎて具体が見えないので、生まれて初めて会派として視察に行ってきましたけど、そうすると、具体的な資料をくれました。

言っては何ですけれども、大竹市も田舎ですけれども、益田市も似たようなものですよね。土地も200平方メートルないんですよね。だから、そこの固定資産税というのは、金額からしたら僅かなものだと思いますけれども。大竹市と違うところは違いますし、いろいろありますけれども、登記上は、もちろん登記はありますよね。それで公図には載ってるんですよ。公図の精度は大竹市の方がまだましかもしれませんけれども、公図には載ってます。

だから台帳課税主義ということで、課税台帳に当然載ってますから、第一義的には課税対象ですよねというので、市は課税していたんですけれども、現地が分からないじゃないかと言われて、最終的には現地が確認できない、面積が把握できないということかな。それで課税はできないという結論になって終わったんですけれども、公図に載ってるということは、まずは、第一義的には課税対象ですよね。

公図に載ってないけど、あそこに土地があるではないかと。例えば大竹高校があって、 あれを民間が持ってるとしますよね。それであの広大な土地を持っていて、公図にないわ けですよね。では、課税しないのかというと、実際の大竹市の地番図には、大竹高校も6 つぐらい載ってましたね、地番が。それが全部ではないと思いますけれども、それはそう なったら、何とかしようとなると思いますからね。そこの、ある意味では程度問題という か、効率の問題とか、いろんなことがあるとは思いますけれども。

さっきのあの黄色いところは私が住んでるところですけれども、これ、知りませんよ、 私の父親が個人売買で、いろんな事情があって買ったんだと思いますけれども、同級生か ら買ったって言ってましたから、そういうものですけれども、だから中のことは分かりま せんよね。こうらしいとか言って、こうなっとるって。

だから私も登記を見ただけでは分からないわけですから、大竹市の場合は地番図を見ないと分からないと。それが正しいという根拠がどこにあるか分かりませんけれども、地番図を見たら、それらしきことになってますし、それで固定資産税もそれらしきもので来てますから、では、あれはうちの土地だろうと思って、相続登記とか、するではないですか。それである意味、信頼がそちらに高まっていくのかなという気もしますけれども、本当はどうなんだと言われたら、分からないですよね。

行政がやった過去の手続とすれば、国土調査ですよ。確かに国土調査のやり方が雑だったかもしれないけれども、それがまずあって、それを基に課税するというふうになってますからね、課税台帳は登記から移すわけですから。だからそれではないものをしようと思ったら、一定の説得力が要りますよね。その一定の説得力が要るところにおいて、大竹市は、さっきの御答弁では、明文化したルールはないと。口伝で伝わってるのかなと思いますけれども、そこはやっぱり、ないとおかしいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

〇議長(北地範久) 市民税務課長。

〇市民税務課長(吉村隆宏) 明確なルールという部分についての範囲というものになるんですが、担当者が現地を調査するとか、こういう形で課税するとか、事細かに定めたルールというのは、確かにございません。ただ、地方税法や大竹市の制定した規則にのっとって、事務を行っているということは確かでございます。

確かに、周囲にどこにもない、全く登記簿とも一致してないとか、公図とも一致してない、そういった全く分からない部分については、この課税客体がないという形で、現地不明地という形で整理し、課税保留を行っているものでございます。

ただ、一般的には、不明地としても、そこに課税客体があるとして課税をし、これは年に一度課税通知という形で、納税者の方にお送りをしております。そこに異議申し立て等がなければ、納税者の方も、確かに自分の土地がそこに存在し、利用しているんだというふうに認識をされていると考えておりますので、そういった部分も含めて、一緒くたに不明地を課税保留というのは、難しいかと考えております。

今のところは、確かにそこに、現地でも登記上でも分からない土地、こういったものを 課税保留として整理をさせていただいております。

以上です。

〇議長(北地範久) 日域議員。

O13番(日域 究) 難しいですね。でも、よく分からんかったら、課税をしないほうが自然かなという気はするんですけれども、課税通知を送ったら、ちゃんと異議申し立てもなくて、納税してくれるというのは、私も知ってますよ。知ってますけれども、私はとりあえず文句を言う気はないですけれども、ある意味では、ちょっと不安定なあれですよね。

よう分からんけど、請求書を送ったら払ってくれたよねっていうのも、行政のありよう としてどうかなという気もするんですけれども、では、これをやめるかというときに、総 数は分かりませんとか、総額は分かりませんとか言われると、検討もできないし、言い方 変えたら、そちらもそんな検討はしたことがなくて、あれは課税するんだ、ばかたれって 先輩に言われて、そのやり方が今も続いてるのかなと思いますけれども、地籍の再調査を するに当たって、今の明文化されてないというところが非常に問題だと思いますから、そ こでやっぱり基準をつくるべきではないかなと思います。

さっき言いましたけど、益田市まで行って一番意外だったのは、かなり広い土地か何かで、その裁判をする金銭的な価値があるとか、訴えの利益というではないですか。そういうものが金銭的にあるのかなと思って期待して行ったんですけれども、明らかにないだろうと思います。

やっぱりこれは、NHKの不払いではありませんけど、あいつが払わんのにわしは払えるかという、割れ窓理論でしたかね。ガラスが割れてると、みんながどんどん悪い方向に行って、まちが荒廃すると、あれはニューヨークの話でしたけど、そういうものと一緒で、やっぱりルールのもとに、きちんとされているということがあって、では、変なことしたらわしもおかしいよねって、笑われるよねと思って対応するわけですから、こういう問題は結果オーライというのもありますけれども、ぜひ、もうちょっと踏み込んだルールをつくってやるか、それか公図に載せるかですよね。

それも前に質問したことがありますけれども、年間一、二件かな、あった気がしますけれども、それも、もちろん法務局がそれをするときに測量しろって、必ずではないけど言ってきて、測量したのでは採算が取れないからやらないんだという答弁も、たしかあったような気がしますけれども、この法務局の対応も少し問題があると思いますけれども、やっぱり公図というオープンにしてある情報というのは、全ての基本ですから。だから課税もそこを基本にするのが、一番理にかなってますよね。

だから、とりあえずそうではないことをするんであれば、明文化したルールをつくってほしいというのと、それと方向的には、不明地については課税をなくすというか、同時に不明地もなくすというか、そういう方向で進めてほしいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

- 〇議長(北地範久) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(中村一誠) 今度の再調査、これはやっぱりいい機会というふうに捉えております。不明地も、やはりなくしていくというのが、基本的な考え方だと思いますので、分かるものについては、できるだけそれをなくしていく努力をしていきたいというふうに思います。

今あるのは、基本的にはそこにあるという蓋然性が非常に高いという土地を、課税客体として取り扱っているというふうに考えておりますので、その辺を御理解いただければというふうに思います。

- ○議長(北地範久) 明文化についてはいかがでしょうか。 市民税務課長。
- **〇市民税務課長(吉村隆宏)** ルールの明文化ということでございます。まずは、どういったルールが必要で、どういった形で担当者が、そこを課税するために動いていくのかというところが必要になってくるんではなかろうかと思います。

それを記述として残すのがいいのか、非常に難しいところではございますが、ちょっと そこは他市の状況とかも含めて、研究したいと考えております。 以上です。

- 〇議長(北地範久) 日域議員。
- O13番(日域 究) そろそろやめようと思いますけれども、ただ、いろんなケースがあって、いろんなところで、日本も広いですから、いろんな人がいて、裁判を起こしたりするわけですけれども、どちらかというと、そういうやり方は、次第に負けているというか、押し込められていますから、ひょっとしたら、ある意味、裁判というのは究極の第三者評価ですから、一番いいのは、もっと気楽に裁判を使ったらいいと思いますけれども、それはうちの土地でも、あんな物はうちのではないと言ったらどうなるかなという気はしますけれども、だからそういうグレーゾーンは、極力減らしていってほしいなと思います。

さっきのは、御答弁はもう要りませんけれども、やってることを明文化すればいいわけで、明文化するために別に、構えなくてもいいわけです。皆さんが今までやってきたことを、こうする、ああするって。現に人事異動で入れ替わっていけば、先輩が後輩に伝えてるはずですからね。それは実際、ひょっとしたらメモか何かあるのではないかと、私は思うんですよ。極端に言えば、情報公開の対象かもしれませんが、そんなことを言うのではなくて、やはり今あるものを、やっぱり役所ですから、形で残してほしいなと思いますけれども、それは要望で結構です。終わります。

次、行きます。

○議長(北地範久) 質問の途中ではございますが、議事の都合により、暫時休憩としたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

再開は13時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議事の都合により暫時休憩といたします。

~~~~~~ 1 1 時 5 2 分 休憩 1 3 時 0 0 分 再開

~~~~~

O議長(北地範久) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番、日域議員の再質問から行います。

日域議員。

O13番(日域 究) 2つ目の再質問から、よろしくお願いいたします。

この問題について、私がああしろ、こうしろと言える立場にはないですから、これはお 伺いをしてみるという話ですけれども、行政というのは、きちんと義務を果たすというの が第一義的な立場だと思いますけれども、それ以外に、積極性を持つ場面というのも、当 然あっていいような気がします。

このCO₂対策も、それは全世界とか日本全国を見たときに、大竹市の存在って、それは小さなものですけれども、やっぱり東京都が家の屋根にソーラーパネルをつけろって言ったみたいに、やっぱり個人も含めて、やっぱり少しでも努力しなくてはいけないなとい

う気が、正直するんですけれども、どういう理由か私、聞いたことないですけれども、大 竹市において、あまり、私が知ってるのでは、大竹小学校にソーラーパネルが見えますけ れども、新しい学校にちらちらあるのかなという気もしますし、木野集会所の上に何かし ら乗ってますけれども、町によったらもう、公共建物の屋根にも、FITの時代かもしれ ませんけれども、ソーラーパネルを一生懸命並べた町もありますし、それはどれがいいと いうわけではないですけれども、大竹市は幸いなことに、幸いなことでもないかもしれま せんが、今のところあまり、そういうことはされてないというか、そういう気がするんで すけれどもね。

正直言ってヒアリングのときに、さっきもありましたけど、建物の耐久性というか、強度というか、確かに国が決めたときに、山林の開発においても、ソーラーパネルだけはちょっと特別扱いして、全国にわーっとできましたから、ああいう流れの中でできたものですから、建築というか建物についても、ルールは若干甘いというのはあるのかもしれませんね。

後でヒアリングなどで調べてみたら、建築基準法にも何かそういうのがあったような気がしますけれども、義務ではないと最後にあったような気もしますけれども、確かに建物のオーナーといいますか、その考え方によって、かなり差があるのが現実ですよね。

例えば、大竹市において、建物、一般的には公共建物の屋根になるんですけれども、大 竹市の特徴として、小方学園の後ろの山があるじゃないですか。あの山は売却予定地に入 っていたような気もしないでもないですけれども、なかなか使い勝手はよくない。でも、 高台の立派な土地なんですけれども、あそこなんか、こういうものを置くには、どんぴし ゃのような気もするんですけれども、どうなのかな。それが経済的なメリットも一定あっ て、そして、環境にもいいとなれば、逆にやらない手はないような気もしないでもないん ですが、その辺のお考えがあったらですね。

もちろん建物もですけれども、あそこであれば強度は問題ないですからね、どう考えて も。それと、たちまち、そう簡単にほかの目的に転用するということもないように、私は 思うんですけれども、どんなものでしょうか。よろしくお願いいたします。

〇議長(北地範久) 建設部長。

〇建設部長(山本茂広) 今、お話のございました、小方小・中学校の上の高台ですね。グラウンドエリアより約30メートル高くて、非常に日当たりもよいというところは、誰しも認めるところだと思います。

今、建築制限の立場で言いますと、特にソーラーパネルは建築物ではない、工作物というところで、建築制限はございません。御存じのように、地盤も非常に固いというところがあります。建築にするといろんな制限があって、今のところ規制上無理ということなのですが、建築物はですね。ソーラーパネルというのは、あまりそこまで今まで考えたことはありませんでしたけど、ちょっと十分検討はしていませんが、可能性がゼロというものではないと考えています。今後の研究事項というところで、回答させていただきたいと思います。

〇議長(北地範久) 日域議員。

O13番(日域 究) 私、谷和の件があったではないですか。あのときに、どっちかというと地元の人は反対していたのは当然あるんですけれども、ああいう自然を壊してCO₂というのは、プラスとマイナスの両方がありますよね。あのときに私がああいうことをすると、世の中にはもう、ああいうことに根こそぎ反対の人もいるわけですね。もう全てが反対。

私は、ケース・バイ・ケースで、あのケースは反対と思ったんですけれども、どちらかというと全面反対の人が寄ってくるんですよね。これはいろんな、人はそれぞれ自由ですから、タイプがあるんですけれども、やはり今の環境を考えたら、可能な範囲で何らかのことはしなくてはいけないでしょうし、その中の太陽光発電なんかは、最も害が少ない話だと思いますけれども。

このPPAについて、たまたま今日の日本経済新聞にも、記事もあった気もしますけれども、コマーシャルもありましたね。今からやっぱり、もちろん日本は大幅に出遅れてますから、立地条件のいい国に行けば、もうソーラーパネルでつくった電気のコストが、あれは1キロワットアワーというのかな、もう、何円ですよね。

さっき、最初に私が言いましたけど、例の逮捕された方がいましたよね、国会の質問をして。あの件も、ある意味では、あの業者の人から漏れたんでしょうけれども、大手ががばっとものすごく安い値段で取ったことについては、日本の高い電気を革新するというか、もう根っこを変える画期的な出来事だったというふうに評価する人もいますし、民間企業も含めて、いろいろやっていく必要があるんでしょうけれども、可能なことはやってほしいなという気がします。

昔、出雲に、あの人も後で国会議員になりましたから、あまり言いたくはないんですけれども、出雲市長にちょっと有名人がいましたけど、昔、国会議員になる前ですけれども、講演を聞いたことがあるんですけれども、非常に印象に残って、あの方はアメリカの証券会社の副社長だったという、副社長ってアメリカに行ったらたくさんいますから、日本の副社長とは意味が違いますけれども、市長になって給料が10分の1になったと当時言ってましたけど、その方が言ったのが、民間企業の社員が一生懸命働いたら、黒字が増えます。行政の職員が一生懸命働いたら、赤字が増えます。ですよね。行政というのは、民間ができないことをやるわけですから。

だから、行政が何にもやらなかったら、絶対黒字ですからね、と。だから行政が黒字って褒められたことではないですよねって、あの当時、市長だったような気がしますけれども。ある程度は、だから、これをやったら赤字になるとは思いませんけれども、ある部分においては積極性も必要かなという気がするので、今の部長のお話も、特段マイナス要素はないという感じでしたから、あれ以上、今ここでは、やりますって言ったら大ごとですから、それは無理でしょうけれども、いろんな意味で考えてみてほしいなと思いますが、もう1回、何か、できたら市長から御答弁いただきたいと思います。

〇議長(北地範久) 市長。

〇市長(入山欣郎) 行政を運営する上で、エネルギーというのは大きな問題でございます。 ありがたいことに大竹市は、中国電力が発電、大竹市への供給は、ほとんど水力発電で まかなえるというような規模が、玖波の発電所にございます。大竹市というのは、そうい う意味では、環境に非常に貢献しているまちだというふうに思います。

ただ、せっかくの太陽光、あれだけのエネルギーがありますので、これを利用しない手はないというふうに思いますので、もちろん設備投資、それから、後の廃棄したときのこと、そこまでを含めながらトータルで考えて、可能性があれば検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

- 〇議長(北地範久) 日域議員。
- **O13番(日域 究)** これ以上言うことはないんですけれども、よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。終わります。
- 〇議長(北地範久)続いて、15番、寺岡公章議員[15番 寺岡公章議員 登壇]
- O15番(寺岡公章) 15番、調の会の寺岡でございます。

このたび私からは、CSW、キャリア・スタート・ウィークの成果と今後の取り組みについて、また、学生インターンシップの受け入れについて、2点ほど、一括方式にて問わせていただきます。

今年の夏休み、久しぶりに中学生が、市内の職場体験に出かけました。この場をお借り しまして、快く生徒を受け入れてくださった事業所、それから、準備に奔走された教育委 員会及び学校現場の皆様の御努力に、改めて感謝を申し上げます。

さて、CSWを質問で取り上げるのも、私、久しぶりのことでございます。以前より、キャリア教育の手段の1つとして、この事業への強い期待をお伝えしており、数年ぶりの事業再開を、心から喜んでおります。

夏休みが終わり、やり終えたこのタイミングで、改めてこの事業の目的や効果、実績について、直近の令和5年度事業の様子を振り返りながら、特には職種や地元に対する生徒の関心や理解にどうつながっているのか伺っておきます。

あわせまして、今年度は3日間の開催であったようです。来年度、ウィークの名のとおり、5日間の開催であると期待しておいてよろしいか伺います。

また、過去に検討すると御回答いただいている、学校を職場と捉えた場合の体験活動の 生徒受け入れですが、御検討の結果、現在どのように扱われているでしょうか。ほかの業 種以上に、全国の教師不足が当時よりさらに進んでいるようでございますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

このあたりから、2件目の、学生インターンシップの受け入れについてのニュアンスを加えていこうと思います。平たく言えば、インターンを受け入れましょうよというものでございます。

この後、CSWについての御答弁では、主に赴く側の職場体験の有用性をお話しいただけると思います。インターンとCSWとでは、目的が異なる部分もあるとはいえ、同様の手法から、受け入れる側に新たに優位な目的を見つけることができると考えます。

以前、教育委員会からは、今後も大竹市で働き、大竹市で住み続けたいと思えるような 児童生徒の育成に努めたい、このような御答弁をいただいています。大竹市で育った児童 生徒が地元に住み続けたいと思ってくれる若者にとっても、他の市町が育ててくれて、何らかのきっかけを得て、大竹市に魅力を感じてくれた若者たちにとっても、大竹市役所は、 大竹市で働く受け皿の1つとしての役割があるはずです。

大竹市人材育成基本方針には、新たな人材の確保として、今後の取り組みに採用試験や情報発信の方法を工夫しますとあります。インターン募集という職場情報の発信により、人材が大竹市役所に目を向けてくれるチャンスが、これまでの倍になるのではないかと思います。

また、現役の職員のOJTには、指導者側の能力向上の効果があると理解をしておられます。現役職員も、自らが理解・把握していないと、指導ができません。自分たちの仕事への考察になります。学生を受け入れることによって、例えば、入庁数年の主事が学生を担当すれば、ポジティブな相互作用が生まれるのではないかと期待をします。

昨年9月の総務文教委員会では、大竹高校のインターンを受け入れていると御紹介がありました。これがどのような様子だったのか教えていただきたいですし、プラス、CSWを通じて、既に庁内にある受け入れノウハウを生かし、学生インターンを広く募集してはいかがでしょうか。

特に毎年、毎回、特定の技術職員の採用には随分と御苦労をされているようです。専門 教科のある学校などへ、アプローチをしてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせくださ い。

以上2点、登壇しての質問を終わります。

〇議長(北地範久) 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

〇市長(入山欣郎) 今の御質問で、自分が就任当初、採用は大竹市民を最優先に点数を上げたらどうかという提案をしたら、憲法違反になりますよというようなお話もいただいたことを、今思い出しておりました。御質問ありがとうございます。公務員の採用には大変苦労しております。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

1点目のキャリア・スタート・ウィークの成果と今後の取り組みについては、後ほど教育長職務代理者が答弁をいたします。

2点目の学生インターンシップの受け入れについてですが、学生が就職に先立ち、あらかじめ就業体験を通じて、公務職場への理解を深めることは、これからの自治体運営において、優秀な職員を確保するための重要な手段であると考えています。

また、人材確保の観点だけでなく、移住・定住促進など、まちづくりの視点においても 関連のある、意義の深い取り組みであると認識しています。

さて、近年の公務員の職員採用につきましては、国家公務員、地方公務員を問わず、全 国的に応募者が減少傾向にあり、本市においても、全ての職種について同様の状況となっ ています。

このような中、現在は、毎年9月に第1次試験を実施している職員採用試験に加え、必要に応じて、年度内に複数回の職員採用試験を実施するなど、採用機会の確保に努めてい

ます。また、採用試験を実施する際には、あらかじめ市広報や市ホームページで周知するほか、近隣の大学や高校などに対し、実施案内を送付し、広く応募を呼びかけています。

それでも、職種によっては採用に至らないこともあり、必要な職員数を確保できないなど、苦慮しているところでございます。

寺岡議員から御指摘のありましたように、インターシップをはじめ、公務員への関心を 高め、応募者を増やすためのさまざまな取り組みに力を入れる自治体が、年々増えている ようです。

本市では、従来から子供たちの勤労観や職業観の育成を目的に、キャリア・スタート・ウィークなどにより、市内の中学生や高校生を受け入れています。インターンシップの導入を検討する際には、趣旨が異なるところもありますが、受け入れ体制など、生かせる部分はあろうかと思います。

インターンシップにつきましては、公務職場への就職を目指している学生にとっては、 現場ではどのような仕事をしているのか、あるいは就職したい自治体がどのような職場な のかといったことを、事前に把握できる機会となります。このことは、採用後のミスマッ チによる離職を、一定程度防ぐことが期待できますし、自治体が大学等へ応募を働きかけ る中で、早い段階で、自治体のことを知ってもらうきっかけにもなります。

なお、インターンシップの導入のほかに、受験希望者への事前説明会などの開催も、効果的な方法の1つであると考えていますので、他市町の状況も踏まえ、どのような方法が本市に適しているか、検討していきたいと思います。

また、大竹市のことを知ってもらう機会をつくることが、人材確保のための第一歩ですので、大竹市ホームページやSNSなど、情報発信に力を入れることも有効であると考えています。

今後も多くの学生に大竹市を選んでいただき、そして、希望を抱いて大竹市を受験して いただけるよう、取り組んでまいります。

以上で、寺岡議員の御質問への答弁を終わらせていただきます。

〇議長(北地範久) 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

○教育長職務代理者(池田良枝) 教育長職務代理者の池田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えします。

まず、キャリア・スタート・ウィークの目的についてです。

キャリア・スタート・ウィークは、中学校生徒の勤労観、職業観を育むことを目的に行う職場体験学習で、大竹市教育委員会では、平成18年から実施しています。職場体験学習を通して、生徒が働くことの喜びや厳しさなどを学び、将来に向けて、学習に対する意欲を向上させることを狙いとして、中学2年生を対象に実施しています。

令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止としていましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、4年ぶりに実施することができました。

次に、令和5年度の状況を踏まえた、キャリア・スタート・ウィークの効果及び実績についてですが、次の2点が挙げられます。

1点目は、生徒が働くということについて、体験を通して実感を伴い、考えることができたことです。真摯に働く事業所の方の姿を目の当たりにしたり、自分自身が実際に働いたり、働くことについて事業所の方にインタビューしたりすることを通して、多くの生徒が働くことの意義や喜び、苦労を感じ取ることができました。また、体験を基に、改めて保護者への感謝の思いを持った生徒もいました。

2点目は、3日間のキャリア・スタート・ウィークの中で、生徒に向上的な変容が見られたことです。キャリア・スタート・ウィーク後のアンケートに、多くの事業所の方が、この学習を通して、生徒が大きく変わった、変わったと回答されています。具体的には、初日は不安そうにしていた生徒が笑顔で働くようになったり、はっきりとした声で挨拶をしたり、見通しを持って主体的に行動したりする姿が多く見られるようになったことなどを挙げておられました。

次に、職種や地元への関心や理解についてです。

大竹市内の事業所で職場体験をする場を設定することで、生徒に地元にある職業や地元で働くことへの関心を高め、実際に働く中で、職種への理解を図ることができていると考えています。

また、学習のまとめとして、事業所ごとのグループによる発表の場を設けており、互いの職場体験について意見を交換することで、未体験の職種や、地元への関心や理解につなげるようにしています。

最後に、学校での生徒の受け入れについてです。

今年度のキャリア・スタート・ウィークにおいて、中学生3名が、小学校で職場体験を しています。小学校以外では、幼稚園、保育所、こども園等で職場体験をしています。

今後、今年度のキャリア・スタート・ウィークの成果と課題について、キャリア・スタート・ウィーク推進委員会で協議し、来年度のキャリア・スタート・ウィークが、生徒たちにとって、よりよい学びの場となるように、計画を立てていく予定としております。

そして、大竹市教育委員会が目指す子供像、自分の力で人生を生き抜くたくましい子供 の育成に向け、キャリア教育のさらなる充実に努めてまいります。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

〇議長(北地範久) 寺岡議員。

〇15番 (寺岡公章) 御答弁、どうもありがとうございます。実に御理解をいただけた御答 弁だったというふうに思います。

さきに市長から御答弁をいただきましたインターンにつきましては、考える余地がある というふうな内容だったというふうに思います。私が提案しましたインターンのほかにも、 事前に説明会を開くというアイデアなども聞かせていただきました。

やはり、さまざまな場所、それから、若い中での年齢の階層であったり、そういったところに声が届くような、大竹市ここにありというような、そういった展開をこれからもしていただいて、大竹市にとって必要な人材というものに目を向けていただくように、努め

ていただきたいと思います。

これから御検討もいただけるということですので、また来年度にどのようになるか、楽しみにしておきたいと思います。ありがとうございます。

それから、CSWにつきまして、改めて、その目的と意義について聞かせていただきました。ありがとうございます。

やはり今の子供たちが、どうしてもまだまだ教科中心という部分もありますし、一方で 心の育成という中についていけていない子供たちもいます。

学校教育というカテゴリーの中で、学校を飛び出して地域の皆さん方と関わることが、 子供たちの大きな財産になると思いますし、それがひいては大竹市にとっての将来の夢と いいますか、つながっていくものになると思いますので、引き続き頑張っていただいて、 私も側面から応援をしていきたいと思います。

いろいろ資料とかも準備してきたんですが、満足しました。しっかり検討いただいて、 CSWにつきましては、さらに発展をしていっていただきたいと思います。

今日は職務代理者がお越しということですので、せっかくの機会ですので、ちょっとこの事業についての気づきといいますか、そのあたりだけを述べさせていただきたいと思います。御答弁は要りませんので、こういうふうに受け取っている人もいるんだなということでお聞きいただければと思うんですけれども、まず、CSWの運営について、先生方がさまざま、裏の役割、マネジメントをやってこられたというふうに思います。

そのマネジメントの役割というのも、この事業全体の中で大変重要なものになっています。こういった先生方がやってくださった、教育委員会がやってくださったということもキャリア教育の中のキャリアの1つであるな、役割分担の1つであるなというのも、生徒にとっては学ぶ教材でありますので、こういったことも振り返りのときに、先生たちはこんなことやったんだよというような、そういった紹介をする場面も必要かなと思います。表で華やかに子供たちが活躍する場面を支えている、それが合わさって1つの事業になってますと、そういったことにも注目していただきたいなと思いました。

それから、コロナで実現しなかった期間の生徒のキャリア教育について、CSWが実施されなかったわけですから、その間のキャリア教育の補完について、どのようにやっておられたのかなという疑問は持っております。

また、キャリア教育そのものは、教科横断的であってこそ、その意義が果たされていくのではないかと思います。学習指導要領にも、国語の教科の中でのキャリア教育、数学や社会の中でのキャリア教育、そういったものが書かれております。それを、今回のCSWの担当の先生だけではなく、ほかの教科の先生方もしっかり御理解をいただいて、学校全体で、子供たちの成長に寄与していただきたいなというふうに思っています。

また、このたび保護者が、やはりまだまだ蚊帳の外の部分があったかなというふうに思いました。確かに、生徒たちのフィードバックの宿題、課題といいますか、中には保護者から一言という部分もあるんですけれども、もう少し保護者と子供たちのほうが、この事業についての理解というものを一緒に深めていける場面があっていいかなというふうに思います。

事前に、例えば保護者の方のお仕事であったり、職業観であったり、そういったものを、 生徒本人と家庭の中で会話をしたりであるとか、そういった場面もあって、家庭も巻き込 みながら、学校、地域、家庭で一緒になって取り組んでいくべき事業ではないかなという ふうに感じております。

また、共通の理解というところで言えば、地域と家庭で言えば、その所掌はどちらかといえば生涯学習課になっていくわけなんですけれども、その生涯学習課がこの学習指導要領のキャリア教育の部分について、どの程度理解しておられて、自身の持っておられるさまざまな事業に対して、どのようにこの要素を加えておられるのかなというところも、疑問の1つとして持っています。

以前、教育長のほうからは、指導要領の内容について、生涯学習課のほうも認識しておく必要があるというふうにお答えいただいておりますので、改めて、生涯学習課、社会教育課のほうにも御確認をいただけたらなというふうに思っております。

CSWの受け入れ側にとって、大人にとっての生涯学習の教材ともなり得ますので、十分この範疇になるのではないかなと思いますので、職務代理者におかれましては、何かの機会で、教育委員会議などでテーマに上げていただいて、こういった事業の深掘りなどもぜひやっていただけたら、私も今回、発言させていただいた意味がありますので、よろしくお願いをいたします。

市長も、御答弁ありがとうございました。

今日はなぜか一発ですっきりいたしましたので、以上で、質問を終わりたいと思います。 どうもありがとうございます。

〇議長(北地範久) 続いて、9番、中川議員。

[9番 中川智之議員 登壇]

〇9番(中川智之) 9番、公明党の中川です。質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

私のほうからは、発達性読み書き障害、ディスレクシアについてお伺いいたします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患です。知能や、聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。

主な特性は、以下のとおりです。

これは、宇野彰先生の「「うちの子は字が書けないかも」と思ったら」という著書から 引用させていただきます。

1つ、通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難。2、音読ができたとしても、読むスピードが遅い。3、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない。または、よく間違える。4、文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかるといった症状があるとされています。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%に存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均2人から3人いると見られます。

ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされています。そこで、このディスレクシアへの適切なサポート体制について確認させていただきます。

1つ目、公立小・中学校において、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を、どの程度 把握されているのでしょうか。また、早期に発見できるよう、専門医の診断も必要と思わ れますが、現在どのようなことが行われているのでしょうか。

2つ目、黒板をノートに書き写す代わりに、タブレットで写真を撮る、宿題をタブレット端末で提出するなど、タブレット端末の活用を促すことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、合理的配慮への理解を、他の生徒児童や保護者に周知することも必要です。特別扱いをして、いじめにつながらないよう、また、本人が合理的配慮を受けやすくするためにも、どのようなことが必要とお考えでしょうか。

以上、3点について、御答弁よろしくお願いいたします。

壇上での質問は以上で終わります。

〇議長(北地範久) 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

〇教育長職務代理者(池田良枝) それでは、中川議員の御質問にお答えします。

まず、公立小・中学校におけるディスレクシアの疑いのある児童生徒の把握の状況についてです。

大竹市教育委員会では、小学校入学予定の児童について、希望された保護者への教育相談を実施しています。その中で、児童の様子や学校生活で心配なこと、医療機関等に係る状況についてお話を聞かせていただき、児童の状況を把握しています。

教育相談を基に、就学先の小学校と連携し、学校が保護者と話をする機会を持ち、教室でできる支援について、一緒に考えていくようにしています。こうした過程において、発達障害や学習障害等についても把握するようにしています。

また、入学後の児童については、日常の学習や生活の様子で気になることがあれば、担任から保護者にお伝えし、必要に応じて医療機関等とも連携しながら、専門的な見地から助言を受けて、支援につなげることもあります。

次に、学習の困難さを軽減するためのタブレット端末等の活用についてです。

ディスレクシアを含む特別な支援を必要とする児童生徒は、個々の状況によって、求められる支援内容はさまざまです。中には、タブレット端末の活用により、学習の困難さが軽減される場合もあることから、対象児童生徒や保護者の思いに寄り添いながら、効果的な活用方法を考えて取り入れるようにしています。

最後に、合理的配慮を受けやすくするために、どのようなことが必要かについてです。 さきにお話ししたタブレット端末の活用など、学習の困難さを軽減するための支援を行 う際には、事前に対象児童生徒やその保護者の了解を得た上で、一緒に学習する児童生徒、 場合によっては保護者に対して、なぜその支援が必要かということを丁寧に説明し、理解 を得ることが必要です。

また、教職員についても、特別支援教育についての理解を深め、ともに学ぶ集団づくりや、学習しやすい環境整備を進めていくことが求められます。大竹市教育委員会主催の研修や校内研修を実施する中で、教職員がディスレクシアを含む特別支援教育についての知識を身につけ、日々の実践につなげていけるよう、引き続き努めていきます。

以上で、中川議員への答弁を終わります。

〇議長(北地範久) 中川議員。

○9番(中川智之) 非常に簡潔な御答弁をいただき、ありがとうございます。

これを今回、質問しようかどうかということを、私、大変悩みました。というのも、専門家でもないですし、教職の立場でもないですし、どうしようかと思っていたんですが、ただ、ディスレクシアがどういうことなのかということをいろいろ調べて、本を読んでいくうちに、これはやっぱり周りの理解が必要であるということで、今回、取り上げさせていただきました。

今の御答弁の中に、児童の状況をいろいろお話ししながら、まずは伺って、どういった 教育がいいのかという御答弁があったと思いますが、大体保護者というのは、自分の子が 障害があるなんて、思いたくないと思うんですよね。あったとしても認めたくない、そう いうこともあるかと思います。その辺を聞き出すということは難しいと思います。

いろいろ授業をしながら、この子はちょっと、先ほどの答弁にもありましたけれども、ちょっと普通と違うなと、ちょっとした障害があるのかなと。特にこのディスレクシアに関しては、読み書き以外は普通にできるし、ただ、この読み書きができないだけで発達障害という部分なので、非常に分かりにくい部分があると思います。そういったところを、どう見つけ出しながら保護者と話していくのか、その辺が実に難しいのではないかと思います。

例えば、教職員の方が、この子ちょっとこういうところがあるから、どうも普通と違うなといったところを、保護者の方にこうなんですよと言ったら、保護者は、いいえ、そんなことはありませんと言ってこられるのが普通ではないかと思います。そういったところの対応も、一体どういうふうに現場的にはしているのかなということを、まず、1つ伺わせていただきたいと思います。

それと、先ほど専門的なところに相談をしながら行っていくという話がありました。障害と言ってもいろいろあります。自閉スペクトラム症、ADHD、そういったさまざまな、また、複雑に重なり合ったところもあるかと思います。そういったことを、どの専門にお聞きしているのか、どういったところに伺っているのか、また、どういった専門がいるのかということを、ちょっとお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(北地範久) 総務学事課長。

○総務学事課長(貞盛倫子) ディスレクシアを含め、発達障害のある子供たちについて、 保護者の方にどのようにお伝えをしていくのかということについては、議員がおっしゃる ように、大変難しい問題でもあります。

答弁にもありましたように、就学前に教育相談にお越しになった保護者の方は、何らか 御心配があるという前提で御相談に来られますので、検査機関にかかられておる場合には、 その検査結果等を基に、どういった支援ができるか。また、医療機関にかかられている方 もおられますので、そういった場合には医療機関の助言もいただきながら、支援について 考えていくことができます。

そうでない場合、学校生活の中で授業をしていく中で、ちょっと心配だなというようなことがあった場合には、その子の授業をしていく中で、だんだんと学年が上がるにつれて、困り感も出てきますので、どういったところでその子が学校生活を送っていく上で困っているかということについて、まずは保護者の方にお伝えをしていくことになります。

お話をしていく中で、保護者の方も、やっぱりそれは心配だなということになって、これは何とかしていかなくてはいけないということになれば、教員のほうで発達障害を判断することはできませんので、まずは検査機関にかかっていただいて、検査を受けていただいた上で、検査結果を基に、できる支援について考えていくというような方法を取っております。

また、検査をしたりとか、医療機関ということについては、いろいろなところがありますが、診断ができる医療機関ということになりますと、大竹市でいいますと西医療センターがありますので、そちらのほうで検査もできますので、検査をした上で医者に診断していただいて、その結果を基にアドバイスをいただくというようなことをしております。以上です。

〇議長(北地範久) 中川議員。

〇9番(中川智之) ありがとうございます。

障害があるということを、なかなか、先ほども言いましたけど、認めたくない、認めた としても、では、どうするかということも大切だと思います。

この本によりますと、やはり本人が一体どうしたいのか。親御さんが、勝手にうちの子はこうしてくれ、ああしてくれと先走ってはいけないということも書いてあります。やはり本人がいかに主体的に、自分はこうだから、こういうふうにしたいというふうに思えるかというところも大事だと思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

あと、合理的配慮ということで、先ほど申し上げました。2016年に障害者差別解消法が施行されて、国公立の学校や役所において、障害を理由とする不当な差別の禁止、そして、合理的配慮の提供が義務とされました。

この合理的配慮というのが、先ほどのタブレットの活用とか、目の悪い人が黒板近くに来るようにといったことと同じように、ディスレクシアの人にはルビを振ったプリントを渡すとか、あるいは書き写さなくていいから、写真だけ撮って帰ってください、そういった配慮をするんですけれども、そのことを本人が受けたがるかどうかが問題だと思うんですよ。

私はもう、僕はそんなことをされたら、特別扱いされたら、みんなからいじめられるとか、不当な扱いをされるというふうなことも、感じてはならないと思うんですよね。だか

ら気持ちよく合理的配慮が受けられるような、そういった配慮が必要だと思います。

もう1つ言いたいことは、学校の先生がやっぱり、非常に大事だと、大切になってくる と思います。前回というか前々回でも、一般質問で同僚議員から、学校の先生の状況、職 場の残業が、授業のこま数や行事とかによって、増えて、大変だと。

この前の文部科学省が行った調査では、月80時間以上の残業が大分改善されても、まだ月60時間以上行っているとか、そういうブラック職場と言われているようなところもあって、学校の先生の成り手も少なくなっていると、そういった状況にある中で、さらにまた、こういった障害のある子の面倒を見なければならない、増やしていくことになるとは思うんですが、そこら辺を、教育委員会としてどういった緩和を考えていらっしゃるのか、また、教職員にどういった手助けができるのかということがあれば、聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(北地範久) 総務学事課長。
- ○総務学事課長(貞盛倫子) 教員の働き方改革ということについては、日々努力をしているところではございます。

ただ、この特別支援の必要な子供が学級に在籍することが、業務が増えるというふうに、 業務負担になるというふうに捉えるのは、ちょっとまた話が違うかなというふうには思い ます。

ただ、全体指導を行いながら、個別の支援をその子に行うということは、やはり同時に 指導を行うことについて困難が伴うことがありますので、これについての負担は、軽減し ていく必要があるかなというふうに思います。

そうした意味では、その子に支援員がついて、複数体制で授業を行うことで、教員の負担を軽減して、支援の必要な子供たちへの支援を、きめ細かく行うことができるというふうに思います。

このため、県教育委員会のほうに加配教員の措置を要望したりとか、大竹市で特別支援 教育支援員や学級支援員を配置していただいて、そういった子供たちの在籍する教員の負 担軽減を図ったり、その子供たちへのきめ細かい支援に努めたりしている状況です。

また、教員の業務改革については、スクールサポートスタッフ、教員でなくてもできる 仕事については、そういった方に仕事を引き受けていただいたりしていきながら、できる だけ子供に向き合う時間をしっかり取れるように、今、業務改善を進めているところです。 以上です。

- **〇議長(北地範久)** 中川議員。
- O9番(中川智之) ありがとうございます。

発達障害って治らないんですよね。病気と違って、治療すれば治るということではなくて、訓練して幾らか改善できるということが、発達障害。

意外と、調べてみると、有名人ではトム・クルーズとか、スティーブン・スピルバーグとか、アインシュタインもそうだったというふうなことが出てきました。だから発達障害だから駄目だというんではなくて、どうしたらいいかということが大事だと思いますので、教職員の方は大変だと思います。その子を駄目だという烙印ではなくて、除けるんではな

くて、何とかこちらのほうに向けて育てていく、切り捨てないということをぜひお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(北地範久) 一般質問の途中ですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。 なお、再開は14時5分の予定といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~

13時53分 休憩

14時05分 再開

~~~~~

○副議長(寺岡公章) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いします。 休憩前に続き、一般質問を続行いたします。

続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡和明議員 登壇〕

○5番(岡 和明) 5番、岡和明です。

大竹駅伝の取りやめと代替行事について、その問題についてお尋ねします。

大竹駅伝は、昭和27年に始まりました。第70回は、今年1月8日に予定されていました。 開催直前まで、準備が着々と進行中と見られていましたが、昨年末の12月19日、突如中止 が通知されました。開催まで僅か2週間半に迫った時点でした。

しかも、その通知には、第70回大会は延期としない、とありました。第70回大会は延期としない。やや分かりにくいですが、この実態は廃止決定です。70年という国内屈指の伝統のある大会が突如廃止されたことに、参加者、協力者、観覧を予定していた人々は驚き、その他市内外の人々も、理解に苦しみました。

そして、代替行事が来年1月、晴海臨海公園で予定されていますが、昨年大竹駅伝の開催に失敗して、急ごしらえでつくった感が拭えず、本市の魅力を広く発信する上で、不安いっぱいの内容です。

駅伝をやめる理由や、晴海でのイベントに多くの疑問があることから、次の3点についてお尋ねします。

1つ目は、大竹駅伝の異様な終わり方です。駅伝をやめるに至った本当の理由を、この場で確認し、共有したいと思います。

2つ目は、晴海での代替行事の問題点と、よりよい新コースの考え方について。

3つ目は、本市の魅力を広く発信する大会名の考え方についてお尋ねします。

なお、私がこの質問をせざるを得なくなったのは、この9月8日に開かれた総務文教委 員協議会の後です。僅か今から9日前です。この間、3連休もあって、資料の締切りまで 僅か4日しかありませんでした。本当ですと、皆さんお手元に見ていただきたい資料がた くさんあるのですが、今日は議場における資料配付は、なしで説明いたします。

それでは、1つ目ですが、大竹駅伝の異様な終わり方、これについてお尋ねします。

まず、この駅伝をやめる経緯というのが、非常に異様でした。今から説明しますが、この説明で重要な日付が3つあります。これはメモをしていただけると、非常に理解が簡単

です。3つの日付です。

1つ目は、12月12日月曜日です。これは、いずれも去年の終わりのことです。令和4年です。2つ目が、12月19日の月曜日です。1週間後ということですね。そして、3つ目の日付が、12月22日の木曜日です。この日付は、説明は要りません。これは全体説明会が予定されていた日ですが、これも後ほど申しましょう。

そのほかに、補助的に2つの日付もちょっと申しますので、メモをしていただけると助かります。12月25日の日曜日です。それから、最後は、1月8日の日曜日です。これは第70回大会が予定されていた日です。この日付に沿って、お話をします。

まず、12月12日の月曜日ですが、これは、この大会のほうから、第70回大竹駅伝競走大会競技役員全体説明会の開催についてという文書が、関係者に送られてきました。簡単に言うと、駅伝の競技役員全体説明会です。その案内です。

そこには、要するに12月22日に、先ほどの3つ目の日付です、競技役員を全部集めて、その配置など説明をすると、そういう会の案内でした。当然、これは開かれるものというふうに、誰もが受け取ったと思います。とりわけ、これが配達されてきたときは、もう22日というのは、もうほぼ1週間後に迫っていました。

さて、2つ目の日付です。12月19日月曜日です。これは、説明会開催まで、あと僅か3日に迫ったところの日付で発出された文書です。これは、こういう内容です。第70回大竹駅伝競走大会の中止決定についての通知です。簡単に言うと、駅伝中止決定の通知です。しかもこれは、配達は恐らく22日、私はほぼ説明会の当日だったと思います。あまりにも急な通知なんですね。

なぜ私が資料を持っているかというと、実は私は競技役員でした。別の言い方をすれば、 ボランティアスタッフというふうな言い方もあります。

この中止決定の文書は、何を理由にしているかというと、こういうふうに書かれてます。 1つは、スタッフの参加の同意が得られなくなった。2つ目は、高齢化等により、多くの 方が辞退した。こういうふうに書かれています。これが説明会の、ほぼ当日に届くわけで す。皆さんだったら、これをどうお考えになりますか。

私はもう見た瞬間、これは何かおかしいと、当然思いました。前の通知、説明会をやりますよという通知から僅か1週間後に、多くの人が辞退されたり、高齢化、こういうのが理由でキャンセルされるんでしょうか。非常に不思議でした。

そこで、たまたまなんですが、4つ目の日付ですね、12月25日の日曜日に、私は、実行に詳しい人に話を聞きました。そうすると、その人はこういうふうに説明をしました。大会は、警察の規制を甘く見て、開催に失敗した。そして、2つ目は、廃止になりそうだ。こういうことです。

そこで私は、初めてこの中止通達の次の一節が、非常にはっきり分かりました。第70回 大会は延期としない。要するに、延期をするのではなく、もうやらない、こういうような 意味だということが、そのとき私は分かりました。

要するに、今の日付からすると、12月12日と19日、1週間離れた、この2つの日付の間に挟まれた6日間のどこかで、この70年の伝統ある大竹駅伝の廃止が、突然決まったこと

になります。これは、単年度の単発事業でも、このくらい唐突だと、何が起きたんだと取り沙汰されるレベルです。まして、70年の伝統ある大会の廃止が決まるには、あまりにも 唐突で、不透明ではないでしょうか。

この中止の通知は、大会参加チーム宛てでもあります。この宛名は2つです。1つはチーム、それから、もう1つは協力者、ボランティアですね。この僅か2週間前の中止ですよ。そして、かつ事実上の廃止です。これが決まったことに、このチームの選手たちは、どう思ってるんでしょうか。

さらに、それを言うと、この12月の一月前の11月号の広報おおたけ。これはこういうふうに、表紙をめくると、すぐにこれがあります。こういうテーマです。第70回を迎える大竹駅伝競走大会です。そこは、誇らしく、こういうふうに始まってます。本大会は、第1回を昭和27年に開催し、今年度で70回目を迎える、伝統ある大会ですと、こういうふうにあります。これがもう、次の12月には事実上の廃止ですよ。私が異様という言葉を使いましたが、御理解いただけるのではないかと思います。

今しがた言いましたように、12月19日の中止決定は、中止の主な理由に、スタッフの参加の同意が得られなくなった、高齢化等により多くの人が辞退した、の2点を挙げています。しかし、高齢化で開催が難しくなる理屈というのは、正しいでしょうか。

高齢者の特徴の1つ、一般にですが、これは仕事を持たない。それから、言えば、子供の世話が不要です。日曜日だからといって子供をどこかに連れていくとか、そういうことは普通はありません。そして、地域への貢献の意欲が高いのも高齢者の特徴です。そう考えれば、高齢者のほうがボランティアスタッフを確保しやすいのではないでしょうか。

しかも、高齢者は今、元気です。私が会員になっているスポーツ団体は、高齢者もかなりいますが、家にこもりがちな若者が息を切らすような険しい山を、軽々登っていきます。 廃止の理由に高齢化を持ち出すのは、高齢者像を歪めるものではないでしょうか。

競技役員に不足が出れば、補充に努めるだけの話です。私が会員であるところのスポーツ団体からも、駅伝役員を出しています。私もその会から、役員に指名されたわけです。 私は打診されたときに、地域の役に立てばという気持ちで、二つ返事で引き受けました。 この団体の会員は、地域に対してみんな、そういう気持ちです。この団体からだけでも、 声さえかければ、10人、15人は、役員を余裕で確保できたはずです。

さっきの、広報おおたけの11月号というのは、この70回を迎える大竹駅伝競走大会というのをよくよく見ると、これはボランティアの募集になってるんですね。その募集方法は、この2段目にあります。総合市民会館に備付けの申込書で直接、またはEメール、ファクスで申し込んでくださいと、こういうふうにあります。まさか、この募集の方法だけで人が集まってくる、ボランティアが集まってくると期待したわけではないですよね。どうでしょうか。

実際のところは、警察が求める交通整理に必要な人数を甘く見ていたため、12月22日の全体説明会を開いても、必要な人数に達しないから絶望して、慌てて中止決定したというのが実情ではありませんか。これは事実は認めたほうがいいです。認めて、本当の理由をここで共有できれば、この第1の質問は終わりです。

一方、そうでないと言い張るなら、集める努力や補充の努力を、どれだけしたのか。高齢者が多いことが駅伝にとってどういう妨げになるのか、これについてお答えをください。また、昨年の反省に立って、この秋です、今です。警察の規制を満たすよう準備すれば、70回大会は当然、開催できたはずではありませんか。十分準備しても駅伝が開けないような規制を、警察が設定するとは思えません。さきに説明しましたが、高齢化は開催の障害にはなり得ません。大竹市の体育協会に協力を呼びかければ、全く問題はないのではないでしょうか。

準備すれば、70回大会の開催は、可能性が私はあったと思いますが、執行部のほうはどう思っておられますか。あったと思いますか、それとも、そんなのはなかったと思いますか。これは1つ目の質問とします。

では、2つ目の質問に行きます。晴海代替行事の問題点と、よりよいコースの考え方について説明をした後に、御質問します。

今説明しましたように、不透明で、十分理由になっていない理由で、大竹駅伝が今、廃止されかけています。その代わりとして、来年の1月7日の日曜日に、晴海でリレーマラソンと称する行事の準備が今、進んでいます。8日の総務文教委員協議会で出てきた文書を見ると、現行の規定内で、実施しやすさを最優先にした内容です。その結果、魅力を著しく欠いた内容になっています。

このリレーマラソンどういう内容かというと、1周僅か1.2キロメートルで、フルマラソンの距離をリレーで走るというものです。コースは、晴海運動場の外縁です。そこを35周回します。35周回るんですよ。

私が先ほどから再三、本市の魅力を広く発信するという表現を口にしていますよね。しかし、これは、総務文教委員協議会で出てきた文書でうたわれている言葉です。外縁35周というのは、果たしてこの魅力発信に効果的でしょうか。本市の魅力を広く発信するなら、そこに本市ならではの魅力も当然入っているはずですが、それは一体何なんでしょうか。

また、技術的に見ても、1.2キロメートルを35周回るというのは、周回遅れも出てきて、 先頭とびりが入り交じり、声援を送るタイミングも不明瞭になります。

本市の魅力を広く発信するというなら、大竹市の主な魅力の1つは海と島にある、私はこういうふうに考えています。私が考えるのではなく、これは疑いがないと思っています。新しいコースとして、より価値のあるコースを提案したいと思います。それは、瀬戸内海の絶景を含んだコースです。

瀬戸内海の絶景とか瀬戸内海の価値といっても、ここでずっと見慣れていると、ぴんとこない人もいるかと思いますので、私は少し、外から見た情報をお示ししたいと思います。その1つは、もう2019年になるんですが、ニューヨーク・タイムズです。これは広島県の県庁も広報しているんですけれども、ニューヨーク・タイムズ、52 Placesto Goですね。世界で行くべき52の場所というのを、ニューヨーク・タイムズが2019年に選定しました。その中で、世界ですよ、これ、52カ所。その中で日本で唯一選ばれたのが、この瀬戸内海です。瀬戸内という名前が、もう今や世界に広まってるんですよ。しかも、この52カ所の中に瀬戸内が選定されただけではなく、瀬戸内は7位にランクされて

います。世界7位ですよ。

さらに、これも同じ年なんですが、皆さん、ナショナルジオグラフィックという雑誌は 御存じですよね。世界でまず最も広く、かつ権威あって読まれている雑誌です。ナショナルジオグラフィックといいます。そこも、この年、the cool list、素敵な場所ですよ。それを発表しています。それも、十数カ所のうちの1位に選ばれたのが、瀬戸内です。1位ですよ、世界の。今、私たちは、すぐそのほとりにいるわけですよ。その岸辺にいるわけです。非常に価値があるものなんですよ。

私がそういうことを言うと、同じ瀬戸内でも、それはしまなみのほうだとか、鷲羽山の瀬戸大橋の辺だろうとか、こういうふうに言うかもしれませんので、もう1つお出しします。

それは、皆さん、これは御存じですよね。家庭画報です。私は、この家庭画報は非常に高いレベルで文化を発信している雑誌だと、随分前から思っています。その家庭画報の2016年の12月号です。これは、その表紙のコピーです。一生に一度は行きたい日本の絶景を訪ねるというのが、この号の一番大きな特集です。

そこには15カ所程度、日本の絶景と、この家庭画報が選んだところが載っています。そのうちの1つは、宮島です。ここに鳥居も載っています。そして、その隣に大きく、石庭から見た景色だと思います。これは、どこの景色がこんなに大きく載っているのでしょうか。これは、宮島の一番西の端、そして、可部島です。可部島は大竹市ですよ。

この家庭画報というのは、たまたま、ここをこうやって取り上げたわけではありません。 この雑誌は、写真家も、美には妥協がありません。編集部も妥協がありません。たまたま 石庭の部屋を撮りたくて、こうしたわけではありません。

これを踏まえて、本市の魅力を広く発信する代替案として、次のコースを紹介します。それは、晴海運動場を1周回して、外縁道路に出ます。そして、ゆめタウン・コメリ間を駆け抜けます。ここは大竹市の新しい本通りとも言えます。そして、トライアルを過ぎて直進すれば、大膳川河口の堤防道路ですが、ここはコの字型に走ります。つまりトライアルの角を右折して、トライアルの側面、下瀬美術館の裏、アサヒテクノリサーチの裏、そして、大膳川の河口の堤防道路に出ます。家庭画報が掲載した絶景を見ながら、堤防道路を海沿いに駆け抜け、左手に厳島、可部島、そして、能美島、阿多田島、甲島、柱島という絶景を見ながら走ります。右は、下瀬美術館の芸術性の高い建築を眺めて駆けます。ついでに堤防道路コースだと、山々を仰ぐことができます。これは晴海外縁周回では、ほとんど気づきもしません。そして、そのまま駆けていくと、大竹市のもう1つの顔であるコンビナートが見えてきます。これも絶景ですよ、海の上に浮かんだような姿。晴海運動場35周では、こういう大竹市らしさも全く見えません。そして、コンビナートが視界いっぱいに広がったところで、野球場の裏、テニスコートの裏を回って、小方港を左に見ながら晴海運動場に戻ってきて、1周ほど回ってたすきをつなぎます。

このコースは、概算5キロです。フルマラソンなら8周分、つまり、駅伝にすれば8区間です。これなら、先頭とびりが入り混じる状態にはなりません。びりが通り過ぎた後しばらく待てば、また先頭が見えてきて、声援を送ることができます。これは既存の駅伝だ

と、行きを見たら、もうあとは帰りを、いつ来るか分からないのを待って、見るしかありません。むしろ通常の駅伝よりも、魅力的なコースと言えます。こういうふうなコースはやる気になってもできないのか、私は問います。これが2つ目の質問です。

3つ目です。本市の魅力を広く発信する大会名の考え方について問います。

総務文教委員協議会で出てきた文書によると、来年初めの代替行事は、晴海リレーマラソンと仮称されています。これが本市の魅力を広く発信するでしょうか。

晴海は、大竹市の1町名にしか過ぎません。町内行事的な名前です。とてもではないですが、広く人々の心に響くことはありません。この仮称が、そのまま正式名に固定されるのではないかと、私は強い不安を覚えています。

私が提案しているコースというのは、美しい海と島を臨みながら走り、下瀬美術館は、この海と島に価値を見いだして、ここに芸術性の高い建物を造ってくれました。それを見ながら走るコースです。そして、美しい海に浮かぶコンビナートを見ながら走ります。そういう稀有な大会として、私はこの大会の名前に、次を提案します。それは、瀬戸内駅伝です。

そんなことやっていいのかと思うかもしれませんが、大竹市がもう取るわけです、その 名前を。そういうふうに、本市の魅力を広く発信する、ソフトパワーを高める名称にして いきましょう。

それから、もう1つ、大会の後半部、これですが、このリレーマラソンというのも、ちょっとどうでしょう。多くのスポーツはイギリス発祥で、イギリスの名前がついています。今せっかく駅伝が、世界に広まりつつあるわけです。我が国発祥のスポーツが今、EKIDENというローマ字で、世界に広まりつつあるわけです。これを70回の伝統を誇る大竹市が、自分からこの駅伝という名前を捨てて、リレーマラソンというところに行っていいのでしょうか。

ありがとうございました。以上で、質問を終わります。

〇副議長(寺岡公章) 岡議員、時間を使い切りましたので、再質問はできません。 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

〇教育長職務代理者(池田良枝) それでは、岡議員の御質問にお答えします。

初めに、第70回大竹駅伝競走大会を中止する理由について御説明いたします。

令和4年12月に、第70回大竹駅伝競走大会の中止を関係者に通知して以降も、駅伝大会の再開を視野に入れ、何度となく大会運営を中心的に担ってきた方々と協議を重ねてまいりましたが、大会スタッフの不足や、コースの安全が確保できないことの課題は解消されず、一番重要な参加者の安全を担保する万全の対策を講じることは困難であるとの理由で、第69回を最後に、大竹駅伝競走大会の継続を断念したものです。

しかしながら、スポーツ振興の観点で、歴史ある大会の意思や関係者のノウハウを引き継ぐために、新たに、(仮称) 晴海臨海公園ランニングイベントを開催することとしました。

なお、今後、大竹駅伝競走大会に関しましては、1つの区切りとして、何らかの記念事

業の実施を計画しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、新たに開催を予定しているランニングイベントについてです。

ランニングイベントの主種目であるリレーマラソンは、晴海臨海公園内の園路を周回コースとして、たすきをつないで一定の距離を走破し、または一定の時間を周回し続けるものです。

全国で行われているリレーマラソンの大会では、1周が2キロメートルから3キロメートルのものから1キロメートル未満のものまで、多種多様なコースが設定されていますが、いずれの大会も、チームで力を合わせて完走することや、制限時間内を走り切ることを目標にしながら、楽しみながら達成感や充実感を味わえることが特徴と言え、定められた距離区間をつないでタイムを競う駅伝とは異なる趣向のものです。

また、計測用のICチップをつけたたすきにより、1カ所の計測地点でタイム計測が可能であることや、公園内での周回コースとすることで、路上の交通規制が不要となるだけでなく、ランナーの安全管理がしやすくなることなど、限られた人員で、運営側の負担も軽減しながら実施できる利点もあると考えています。

議員が御提案になった周辺の公道や堤防沿いを活用したコースについては、大型商業施設などが立地する公園周辺のエリアの交通渋滞が予想されることや、堤防上は海岸保全施設の管理道であり、斜面や高さもあるため、安全面で懸念されることなどから、このたびのリレーマラソンでは、コースとして使用しない予定としています。

新たな駅伝を開催するまでの暫定的な位置づけにするべきではないかということですが、 教育委員会としては、このランニングイベントを、駅伝の代替や暫定的なものとしては位 置づけていません。このイベントが市民の皆様に愛され、市内外から多くの方に参加して いただけるようなものにしていきたいという思いを持っています。

次に、イベントの名称についてです。

正式な名称は、イベントを主催する実行委員会が正式に決定しますが、実行委員会を構成するスポーツ関係団体の皆様からは、市の名前や特徴などを全国に発信できるような名称が望ましいとの御意見もいただいていますので、議員の御意見も参考にさせていただきたいと思います。

市の歴史であり、文化である駅伝をなくしてよいのかという議員の思いと御指摘は、非常に重く受け止めています。従来の形での大竹駅伝競走大会は終了せざるを得ないとの結論を示させていただきましたが、岡議員をはじめ、駅伝への愛着を持っておられる市民の皆様も多くいらっしゃると思いますが、どうか御理解いただければと思います。

以上で、岡議員への答弁を終わります。

- 〇副議長(寺岡公章) 生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(川村恭彦)** すみません。令和5年1月8日に開催予定であった第70回大 竹駅伝競走大会は、開催まで数週間というタイミングで、中止を決定いたしました。その 理由につきまして、中止に至る経緯も含めて御説明申し上げます。

過去の大会では、交通規制などに関する警察との協議を、例年11月頃から行っており、 第70回大会においても、同様の形で事務を進めておりました。 警察との協議では、市が作成した大会運営マニュアルの内容だけではなく、協議の開始時期が遅いことへの指摘がありましたが、この時点では、駅伝開催に当たり、指摘事項も踏まえながら、路上コースを使用するための道路使用許可申請書の提出に向けて、準備を進めている段階でした。その後、令和4年12月15日に、道路使用許可申請書を大竹警察署に提出した際、警察署から道路使用許可のための具体的な条件が示され、再度、市としての対策を示すよう求められました。

まず、大会ボランティアスタッフについて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う2度の開催延期を経て、3年ぶりの開催に向けて人員の確保を進める中で、熟練のスタッフが高齢化や意欲の減退などを理由に参加を辞退される方が多かったことから、新たに市内企業や社会教育施設で活動するグループ、学校関係者などに声かけし、必要なスタッフ数を整えましたが、新規のボランティアスタッフに対する運営ノウハウの引き継ぎや、研修のための期間が十分確保できず、大会運営を円滑に進める上で、警察が求める水準としては、極めて不十分な状況でございました。

また、ランナーの安全確保のため、公道を走る先頭ランナーから最終ランナーの間に車両を入れない対応が必要であり、走路上の狭い道路の一時的な通行止めや、商店や事業所の車両出入りの一時制限、さらには迂回路の設定といった、これまでにない対応を実施する上で、沿道の商店や事業所などへの周知や理解を得る時間が、不十分な状況でございました。

さらに、過去の大会において、交通量の多い交差点において交通渋滞が発生していたことから、渋滞回避のために、専門の交通整理員及び大会説明員を配置する必要が生じましたが、必要な人員確保が難しく、大会当日に大きな交通渋滞が予想される状況でした。

これらの課題を解消するための対策とあわせて、開催の是非について数日中に結論を出すことを求められましたが、短期間で安全かつ円滑な大会運営を行うための水準を確保することは困難と判断し、やむを得ず、中止の判断をさせていただいたもので、結果として、見通しが甘かったという点は否めません。

以上でございます。

〇副議長(寺岡公章) ということでございます。

続いて、14番、細川雅子議員。

〔14番 細川雅子議員 登壇〕

〇14番(細川雅子) 14番、政啓クラブの細川雅子でございます。会派を代表して質問させていただきます。

このたびの市議会議員一般選挙が挙行され、議会の構成員も大きく変わりました。私も 後ろの座席番号をいただいておりますが、初心を忘れることなく、謙虚に自分の務めを果 たしてまいる所存でございます。

何回やっても緊張する一般質問ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。 私は、住みよさナンバーワンの大竹市から、住みたいまちナンバーワンの大竹市にする ことを目指しております。住みよさは、客観的な指標に基づいて出されたランキングでご ざいますが、住みたいには、主観がたくさん入ります。 1人1人で住みたいまちの理由は違うと思います。指標をつくるのは難しいですが、ここで1つ、市が行っている行政評価報告書の"幸せ実感"大竹まちづくりアンケート調査は、参考になると思っています。

令和3年度の行政評価報告書の自治行政運営の項目のところで、まちや地域への愛着や 誇りを持っている人は8割近くおられますが、地域のためになる活動をしている人は3割 程度にとどまっている。まちへの愛着心を地域づくり活動などにつなげることが課題だと、 このように市は分析しています。

現在、玖波公民館の建て替え事業の真っ最中でございますが、今後の基本構想づくりに、 地域の方々を対象に、先日ワークショップを開催されました。私ども議会からは、議長調整の上、3名ほどの議員が傍聴させていただきました。

このワークショップにおいて、参加者が真剣に考えて意見を出し合う姿を拝見し、このような積み重ねによってできた地域交流センターは、地域の皆様から愛されるものになるだろうと思いました。こういった積み重ねが、住みたいまちになるためにも必要なことだと感じました。

今回の質問では、市制施行70周年記念事業を取り上げましたが、その理由は、周年記念 事業には、市民の大竹市への愛着を深め、大竹市に住みたい、住んでほしいという思いを 広げる力があると考えたからです。

前置きが長くなりましたが、3つの質問を用意いたしました。最初に、現在の取り組み 状況を質問いたします。昭和29年に、合併により大竹市が誕生してから、10周年、20周年 と、10年ごとの周年記念事業は欠かさず行っております。直近の60周年記念事業では、記 念式典だけでなく、市民から事業を提案していただき、市民と行政が一緒になって、16の 事業をいたしました。

少し紹介しますと、二階堂和美さん作詞作曲の大竹で生きているといった新しい大竹市の歌づくりとか、スライドで見る歴史文化財、童謡をみんなで歌いましょう、フォトコンテスト、また、企業との連携事業としての環境学習事業など、バラエティーに富んだ事業を行っております。

では、70周年に向けてでございますが、先日、議会のほうに、70周年記念ロゴマークと PRキャラクターの紹介がありました。このキャラクターですが、魔法使いのコイちゃん、 これはとてもかわいくて、多くの方に愛されるキャラクターになるであろうと思いました。 ですが、これ以外には特段、大竹市民に向けた動きが、今のところ見られないように見受 けられます。

大竹市制施行70周年に向けて、現在の準備状況をお尋ねいたします。どのような70周年にするおつもりなのか、それに向けてどのような準備を進めておられるのか、今後のスケジュールについてもお聞かせください。

2点目に、まちづくりの視点からの周年事業の意義をお尋ねいたします。

一般的に言われている周年事業の意義を、5つほど挙げさせていただきますと、第1に、歴史と伝統の確認です。市制施行の周年記念事業を通して、その地域の歴史や伝統、文化的な背景を振り返り、市の発展と変遷を理解することができます。これは地域のアイデン

ティティーを強化し、地域社会の一体感を高めます。

第2に、地域コミュニティの結束を強化できます。周年記念事業は、地域の住民や関係者が集まり、共通の目標や価値観を共有できる場となります。これによって地域コミュニティの結束が強化され、協力関係やネットワークが形成されます。

第3に、市民参加の契機です。周年記念事業は、地域住民が積極的に参加し、市の成果 や誇りを共有する機会となります。市制施行の意義や役割が広く認識されることで、市民 の参加意識や貢献意欲が高まります。

第4に、地域振興と観光の促進です。周年記念事業は観光資源としても活用されて、地域振興や観光産業の発展に寄与します。観光客を呼び込み、地域の魅力をアピールすることで、経済効果を生み出すことが期待されます。

第5に、将来への展望と挑戦があります。周年記念事業を通して、これまでの成果や歩んできた道のりを振り返ると同時に、将来への展望や目標を掲げる機会となります。地域の発展や改善のための新たな方向性や、プロジェクトの提案が生まれる可能性も出てまいります。

これらの要因によって、市制施行の周年記念事業は、地域社会全体にとって重要な意義 を持ち、地域の発展や継続的な成長に貢献する要素となっています。

さて、それでは本市の市制施行70周年事業には、どのような意義があるとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

3点目には、市民との協働についてお尋ねします。

私たちは、大竹市まちづくり基本構想において、みんなでつくる幸せづくりの未来宣言をしました。

基本計画では、まちづくりのテーマとして、まちへの愛着心と市民力を一番に挙げ、まちへの愛着心を育てることが、市民力の向上につながると書かれております。

さらに、分野別施策で、市民と行政の協働による地域づくりを掲げ、自治振興課が協働のまちづくり推進事業を担っていると認識しております。

70周年は、協働を進める上で、よい機会だと思います。何かお考えはおありでしょうか。 以上、70周年事業の準備状況、まちづくりの視点からの周年事業の意義、70周年と市民 との協働についてのお考え、3点について、壇上からの質問を終わります。御答弁よろし くお願いいたします。

〇副議長(寺岡公章) 市長。

[市長 入山欣郎 登壇]

〇市長(入山欣郎) 本市は、来年9月に市制施行70周年を迎えます。70周年に当たってのいるんな事業につきましての意義を、今、細川議員のほうで見事に説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、細川議員の市政施行70周年の事業についての御質問にお答えをいたします。 初めに、1点目の市制施行70周年記念事業の考え方についてでございます。

記念事業は、市制施行70周年を迎える日である令和6年9月1日を節目として、市民の皆様に周知し、一緒に祝うことで、ふるさと大竹への愛着を深めていただくことを目的と

して、記念事業を実施いたします。

現在、この目的を庁内職員で共有した上で、各課に市制施行70周年記念事業を募集し、 全体の記念事業を一旦整理したところです。

なお、令和6年9月1日の記念式典の開催及び各課から提案のあった事業の中で予算の 伴わない事業については、令和6年1月以降に順次、積極的に実施していくことを決定し ています。

また、市への愛着を深めていただく1つの方法として、70周年記念のロゴマーク及び大 竹市PRキャラクター、コイちゃんのイラストを作成し、市のチラシ、封筒、看板などの 発行物等への活用や市民の皆様にも積極的に活用してもらうための準備を進めています。

さらに、この機会に、現在150種類以上あるコイちゃんのイラストについても、広く市 民の皆様に使用していただけるよう、準備を進めているところです。

なお、70周年記念のロゴマーク及びコイちゃんの選定では、複数の候補を作成した上で、 職員投票によって決定させていただきました。これは、できる限り職員にも記念事業に関 わってもらうことで、職員の機運を高める取り組みとして実施しました。

今後、さらに、令和6年9月1日の70周年を迎える記念日に向けて、市民の皆様と一緒に祝うという共通意識のもと、全職員が一体感を持ち、さまざまな業務に取り組むことで、大竹市への愛着を深めていく1つの契機にしていきたいと考えているところです。

次に、2点目のまちづくりの視点から、どのような意義のある事業になるのかについてです。

まちづくりは、社会情勢が変化する中で生じてくる、さまざまな課題などを改善していく取り組みを日々積み重ねていくことで、市民の皆様が住みよいと思えるまちにしていくことと考えています。

こうしたまちづくりの基本姿勢を示すものとして、大竹市まちづくり基本構想を策定しており、将来にわたって実現し続けたい普遍的なまちの将来像として、「笑顔・元気かがやく大竹」というキャッチフレーズを掲げています。

先人たちが積み重ねてこられた本市の歴史や資源を引き継ぎ、まちへの愛着心を力に変えて、さらに発展させていくことで、市民の皆さんがいつも笑顔で、まちも人も元気に躍動し、この先ずっとかがやく大竹市でありたいという願いを込めた、このキャッチフレーズは、本市のまちづくりの将来像です。

市民の皆様と一緒に70周年を祝い、まちへの愛着を深めていくことを目的とした記念事業は、こうしたまちづくりの将来像を具現化するきっかけとなり、基本構想を実現するための一歩につながるものとして、意義があると考えているところです。

最後に、3点目の市民との協働を進める上での考えについてです。

大竹市まちづくり基本計画において、市民と行政の協働による地域づくりの取り組み方針としては、地域の課題解決に向けて、地域住民も公共の担い手として、行政との協働のあり方を確立しながら地域づくりを進めること。また、市民活動の広がりを促進するための支援を行うことを明記しており、市政運営を行う上で、この考え方が市民との協働を進める際の本市の基本的な方針です。

このような観点から、記念事業においても、各課の提案事業の中には、市民との協働という視点において、これまで市民と一緒に実行委員会形式で実施してきたコイ・こいフェスティバルなどの一定規模以上の市民の皆様が参加する既存事業について、70周年を記念して補助金を増額する案も挙がっています。

また、加えて70周年を市内外へ広くPRするなど、ふるさと大竹への愛着や誇りを持ち、 ひいては地域コミュニティの活性化につながるような、市民の皆様からの提案事業に対し て助成することも検討したいと考えています。

最終的には、今後、令和6年度予算編成作業の中で、しっかり事業を精査した上で、記念事業をとりまとめ、議会へ議案を提出してまいります。

今後、市民の皆様と一緒に祝い、ふるさと大竹への愛着を深めていただく市制施行70周年記念事業をしっかり検討していきたいと考えています。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

- 〇副議長(寺岡公章) 細川議員。
- **○14番(細川雅子)** 70周年記念事業、今から令和6年度の予算編成において、具体的になっていくという御答弁でございましたが、もう少し具体的にお聞かせいただければと思いながら、2回目の質疑をいたします。

まず、市民と一緒に70周年という節目を祝う、そういった70周年事業にしたいといった お言葉でしたが、この市民と一緒に祝うという、この一緒って、何を一緒にするのかとい うか、いろんな祝い方があると思うんですよね。例えば、何か大きな記念事業、周年事業 といったら、何か記念日に、よそからもお招きして式典をやるみたいなのもありますけど、 ああいったのを市民と一緒にやるのか、そこをメインにしていくのか、それとも、もっと 違う形で、どの部分をもう少し一緒にしていきたいのかと。

出来上がったものに一緒に参加していただきたいのか、それとも、つくる段階から市民の皆様と一緒に、70周年の意味も共有しながら事業を進めていくのかというあたりを、もう少しお聞かせください。

もう一点です。今、各課からの提案も、もう受けているというふうな御答弁でございました。ただ、各課から提案を受けるときに、どのような言い方をして提案をしてもらったかを、少し具体的に教えてください。今やっている事業を、例えばもう少し市民を入れてほしいみたいな感じなのか、それとも、やっぱり70周年を機に、何かもっと今までと違う事業があるのではないかとか、その辺のこのコンセプトを、どういうふうに職員の中で共有できたかという点です。

もう一点ですが、いろんな事業をしたいというような御答弁でございましたが、私は60 周年の記念事業がまだ、結構記憶に残っているんですけれども、このときに、市民の皆さ んに2度にわたって募集をして、事業の提案をしていただきまして、その中から、担当課 の皆さんと一緒に事業をやっていったような記憶があるんですよね。

これ、すごくユニークなやり方だなと。市民に提案してもらって市民だけにやってもら うという形ではなくて、大竹市の課題解決のために思いを、市民と行政が同じ方向を向い て1つのことをやっていくというのは、なかなかふだんはできないことだと思いますし、 単に今あるコイ・こいフェスティバルとか、ああいうのだけをちょっと規模を大きくするだけでは、そこに集約される人だけにとどまってしまいますので、それ以外のこともやった60周年って、すごくすばらしかったなと思ったんですけれども、その辺についてどのように総括されているのかを教えてください。

3点についてお願いいたします。

- 〇副議長(寺岡公章) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(三井佳和)** それでは、質問にお答えいたします。

1点目の一緒にというのは何を指すのかというところでございます。いろんな形があろうかと思いますが、当然、先ほど市長の答弁でもありましたように、コイ・こいフェスティバル等は、実行委員会として、これまで行政と市民で一緒につくり上げてきたお祭りでございます。これを少し拡充した形で、一緒に70周年というイベントを企画していくというのも1つの形であろうと思いますし、その形づくられたものに市民の方が参加していただく、これも、大竹市の70周年を感じていただく機会になろうかと思います。

また、もう1点、コイちゃんもかなり、150種類以上を、既にこの10年で作成をしていただきました。かなり市民の方、使わせていただきたいという声もございます。これを機に、このキャラクターのコイちゃんを市民の方に使っていただくというところも、市民の皆様と一緒にというところで、感じていただければというふうに思います。

2点目の各課への70周年記念事業の提案の募集の仕方でございます。特に制限は設けずに募集をいたしました。当然、先ほども申しましたように、記念事業を、市制施行70周年を迎える令和6年9月1日を節目として、市民の皆様に周知し、一緒に祝うことで、ふるさと大竹への愛着を深めていただくことを目的として行う記念事業ということを頭に入れて、各課から提案を求めたものでございます。

最後に、10年前に実施しました市制施行60周年記念事業を、どう総括、評価しているか というところでございます。

市制施行60周年記念事業では、先ほど議員からは一部御紹介がありましたとおり、16の市民提案事業が企画されまして、職員と協働で、その事業を実施させていただきました。市民と一緒に、まさにこれも一緒にというところですが、市制60周年を祝うことで、また、大竹駅前の空き店舗を活用して音楽喫茶を行う事業などの一部の事業は、現在も継続しており、市民の方々がまちづくりに参加してもらうきっかけとなったという点では、成果があったと感じています。

また、市職員としましても、実際に市民と協働して事業を実施したことは、自治体職員として大変有意義な経験であったとも思っております。

しかしながら一方で、60周年記念事業は、通常業務にプラスアルファとなる業務量が発生することから、職員の業務負担が増大したという課題も浮き彫りになったというところも、感じているところでございます。

以上です。

- 〇副議長(寺岡公章) 細川議員。
- O14番(細川雅子) 今の御答弁をお伺いしたところ、私の印象では、一緒に祝おうと言い

ながら、非常に一方通行ではないかという印象を抱きました。市民との協働とは何かという面で、今のこの、例えば市民と一緒に祝う、市への愛着をいただけるような事業を各課から提案していただくということでございましたが、各課からの提案の中に、市民はどこに入っていますか。

担当課の方が、今までもちろん、市民との接点の中で、こういうことがいいのではないかというの思いで出されてきているとは思います。でも、そこに市民の思いがどういう形で入っているのかということが、私は市民との協働をしていく上で、大事な作業ではないかと思うんですけれども、そこの部分をどのように考えておられるのかということです。

コイ・こいフェスティバルも毎年、市民の皆様が本当にたくさん参加していただける、 にぎやかな楽しい事業ですが、これに参加される方を増やす、本当にそれでいいのかなと。 中身ではないかと思うんですけれども、60周年の試みというのは、そこであの大変な作業 をされたんだと思うんですよね。

職員の皆様としても、市民の皆さんと一緒にやっていくという経験をするのは非常に有意義だったけれども、業務の負担も非常に大きかったと、大変だったと、多くの職員の皆さんはそのようにおっしゃってます。本当に大変だったんだろうなと思います。

ただ、大変だからもうやらないと、ここからはもう、こんな大変なことは二度とやらないで、別のやり方をしようとなったのか、それとも大変な事業だったけれども、何とかまた工夫をしてできるようにしないかというあたりで、どのように考えたのかなというのを、少しお聞かせください。

私は、この大変さを何とか軽減していくために、例えば民間の事業所に、こういうまちづくりのプロの方に少しお手伝いしていただく方法というのもあろうかと思うんですけれども、その辺についてお考えはなかったかどうか、お聞かせください。

〇副議長(寺岡公章) 自治振興課長。

○自治振興課長(岡崎研二) コイ・こいフェスティバルの実行委員会の中での話なんですけれども、来年度予算で予算の額が増額されましたら、まず、実行委員会の中では、さらに企画部会とかいろんな部会がありまして、その中から意見をまず上げていきます。その中で、さらに実行委員会の中で、市民の方と、企画部会にも市民の方がおられるんですけれども、実行委員会にも市民の方がおられます。その中で、一からこういったイベントの内容とか、レイアウトとか、盛り上げるためにどうしたらいいかというのを、一から市民の方と話していくことになります。

増額された部分についても、この部分について、どのような記念事業、業務を加えていくかということにつきましても、市民の方と一から考えていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

〇副議長(寺岡公章) 企画財政課長。

〇企画財政課長(三井佳和) 事業手法の工夫というところでございます。

先ほど市長の答弁でもありましたように、予算を伴う事業につきましては、最終的には 令和6年度の予算編成作業で事業を精査していくことになりますので、今後70周年記念事 業の全体事業を選定する中で、事業委託する方法も含めて、実施方法について担当課とも、 しっかり協議をしていきたいと思っております。 以上です。

〇副議長(寺岡公章) 細川議員。

○14番(細川雅子) 何か、コイ・こいフェスティバル一点に話が集約してしまったような気もするんですけれども、コイ・こいフェスティバルについては、来年そのようにお考えであると。市民の、御意見もしっかり入れていきたいということであれば、まだ今から今年のコイ・こいフェスティバルがございますよね。もう11月なので、あと1カ月以上あると思いますが、70周年を見据えた、来年度に何か少しつながるような企画というのを、当然考えておられると思います。しっかりとそういうところに、もうコイ・こいフェスティバルに関してはつなげていただきたいなと思うんですけれども、コイ・こいフェスティバルだけではないですよね。

70周年ということで先ほど、かわいらしい70周年バージョンのコイちゃんのキャラクターが非常に評判がよくて、たくさんの方に使っていただけそうだといったお話を御紹介をいただきましたが、魔法使いのコイちゃんですけれども、あのコイちゃんを使うことによって、魔法にかけられたように、知らないうちに70周年の思いが一緒になるなんて、甘いことを考えたら駄目だと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中で、応募してくださいとか、そういうのをホームページで 出したとか、あれだけで人が集まると思ったら大間違いではないかといったお言葉もあり ましたけれども、私もそう思います。あれを使ったから魔法がかかるなんていうことは、 もちろん考えてないと思いますけどね。そこの、やっぱり魔法をかけるためには、汗を流 すところが必要だと思うんですよね。

その部分で、来年度の予算が決まったらという言い方もされておりましたが、予算について、どのようにお考えでしょうかねというか、全体の規模を、やっぱりどういう事業をしたいかとか、どういうふうにしていきたいかというのがないことには、予算がつくれないのではないかと、私は思うんですよ。

何か今ある中で、少し何かこんなことをしたいということで予算の上乗せをするとか、 そんなことで、本当に市民の皆様が提案して、もう今から提案事業もあるのかないのかよ く分かりませんが、市民からの提案事業というのは、受けるんでしょうか。ちょっとすみ ません、聞き忘れました。そこをお答えください。

〇副議長(寺岡公章) 自治振興課長。

〇自治振興課長(岡崎研二) 市制70周年を記念した、市民提案型の事業でございます。

これは、市制施行70周年を市内外に広くPRし、盛り上がりを創出したり、大竹市の知名度を高める各種取り組みなど、市民から提案のあった記念事業を支援する制度のほうを検討しております。

こうした取り組みにより、大竹市のまちの魅力アップや、ふるさとへの愛着や誇りを持つ人が増えることで、地域コミュニティが活性化され、持続可能な地域づくりにつながるなどの効果を期待しております。

補助金額など、まだ具体的な制度設計につきましては、これから検討してまいりたいと

考えております。なるべく使いやすい、提案しやすい制度にしたいと考えておりますので、 しっかり考えていきたいと思います。

以上です。

〇副議長(寺岡公章) 細川議員。

O14番(細川雅子) 担当課には非常に期待しているところでございますので、多くの市民 の方が今までできなかったことができるとか、これからにつながるようなことが提案しや すいような仕組みなんかも考えていただければと思いますが、私、60周年にちょっと戻る んですけれども、1つは駅前の歌声喫茶ですか、ああいう形で残ってくれたとおっしゃいますが、例えば16あったうちの1件では、ちょっと打率が低過ぎますがね。

先ほど自治振興課長から提案していただいた事業が、これからも持続していくように願ってるというような言い方をされましたが、60周年事業の16ある事業のうち、もう単発で、そもそも単発で提案してきた事業もたくさんあったと思うんですよね。それはその受け方にもあると思うし、その後のフォローの仕方もあったと思うんですけど、市民の皆様が一生懸命汗を流して提案をしてきて、考えて、一緒にやった。それで、ではその後どのようなフォローがあったのかというあたりのフォロー体制が、少し物足りない部分もあったので、市民側の自主的な、自力のあるところは残ったけれども、もう単発でいいと思っていたところはそれで終わったし、引き続きできていたところは生き残ってるしというような感じだと思うんですよね。

今やってる市民活動の補助ですか、市民活動助成金でしたっけ。あれも非常にありがたい助成ではあるんですけれども、もう任されっ放し、提案してきた市民グループに。そこをもう1つ引き上げていくような提案が、では市のほうから何かあるかとか、悩みを解決していく横のつながりが何かあるかとか、私、前からそういった市民活動のグループ同士の、そういう悩みを共有できるような仕組みとか、悩みを解決できるようなプロからのというか、視点のアドバイスとか、そういうものがあれば、もっとつながっていけていた事業もあるのかなというのを思いながら、いつも見てるんですけどね。

このたびの70周年を契機に、そういった、もう少し幅広くいろんな事業を、市民の皆様から提案していただける事業をやるんであれば、今後につながっていくような、市としてのそのフォローができるような体制も、一緒に考えていただきたいと思います。

それが例えば難しいのであれば、それこそ民間の事業者のお知恵をいただくような仕組みですよね。今、まちづくり事業とかいろいろやってるところが随分あると思うんですよね。職員の皆さんだけが大変なところを、ふだんの仕事だけでも、皆さん目いっぱいやっていらっしゃるところに、新たにこれが入ってくるというのは、本当に大変なことだと思います。

そこには、やはり取り組むほうも何かの喜びがないとできませんし、発見がないと嫌になっちゃいますから、例えば、お金はかかると思いますが、外部の方の知恵をいただきながら、職員がそこに少し関わりながら、新たな発見とか、新たな学びをしていくような70周年にできたら、終わった後からも、その学びを次に生かしていけるように思います。

今5回目になっちゃったので、最後に言いたいこともあったんですけれども、今言った、

次につなげるような何か工夫あたりで、思いがあったらお聞かせください。 これで終わります。

- 〇副議長(寺岡公章) 自治振興課長。
- **○自治振興課長(岡崎研二)** 60周年記念のときの事業に対してのフォローというのは、正直できていなかったのかなというふうには思っております。今後の、持続可能な地域づくりに向けたものにするためにも、議員からいい御提案をいただきましたので、今後に向けてどのような形で取り組めるかというのを、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- **○副議長(寺岡公章)** 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩をいたします。 なお、再開は午後3時40分といたします。御参集お願いします。

~~~~~

15時25分 休憩

15時40分 再開

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

- ○議長(北地範久) 休憩前に引き続き会議を開きます。
  休憩中に、中川議員から発言の申し出を受けておりますので、これを許可します。
  - 体憩中に、中川議員から発言の中し出を受けておりますので、これを計可します。 中川議員。
- **〇9番(中川智之)** すみません、訂正のお願いをいたします。先ほどの私の質問の中で、 資料が分かりにくくて、ちょっといいかげんなことを言ったと思うので、すみませんが訂 正させてください。

教職員の働き方というところで、80時間云々というところは、ちょっと口籠ってしまったのですが、正確には過労死認定のラインとされる、月80時間超の残業に相当する学校内勤務時間、週60時間以上の教諭は改善されたものの、依然として深刻であるというふうに訂正させてください。

**〇議長(北地範久)** 一般質問を続行します。

続いて、3番、豊川和也議員。

〔3番 豊川和也議員 登壇〕

○3番(豊川和也) 市民の味方の、豊川和也と申します。よろしくお願いいたします。 私は恥をかいても、馬鹿にされても、この一般質問はやり切りたいと思っております。 市民の代表として、最後まで頑張ろうと思います。よろしくお願いいたします。

まず、私のほうから、2点質問させてください。NHKのど自慢の大竹市への誘致についてでございます。

大竹市をますます栄える都市に、文化芸術の振興においても、全国へ向け、住みやすいまち大竹市をPRのためにも、ぜひ、私からの御提案がございます。公開視聴型、参加型テレビ番組の誘致でございます。

NHKで毎週日曜日の昼、12時15分から13時の生放送。NHKのど自慢という、1946年より開始され、テレビ放送は1953年からやられておる長寿番組になります。以前にも、私も観客として、子供の頃でございますが、会場に行ったことがございますが、知り合いな

どが出演されていて、何より出演者も観客も歌手のゲストも応援する、盛り上げる方向性が、1つになっている姿を目の当たりにして、私、子供ながらに目頭が熱くなった思い出がございます。

過去に開催されたさまざまな自治体でお話を聞くと、NHKのど自慢は県外や市外の方も応募でき、自治体などのアピールも、皆さんに十分できるとお聞きいたしました。明るく楽しく元気よく、NHKのど自慢のコンセプトですので、これからの、来ていただく、ずっといていただく、大竹市におけるまちづくりにおきましても大切なことだろうと、私自身、強く思っております。

のど自慢は、このオンエア以外にも、前日の土曜日に予選会もあり、そちらも出演者、 応援者の方、観覧の方で、大変盛り上がっております。大竹市民の皆さんに、ぜひのど自 慢に出場していただきたい、出場した市民の方を応援してもらいたい、私は、そう強く思 っております。

来年は、我々大先輩の名誉市民であります、昭和の歌謡曲を代表する作詞家、石本美由 起さんの御生誕100年という節目の年にもなります。石本さんが手がけられた作詞は、数 多くの人を魅了し、皆さんに勇気と元気を与えてこられました。

歌というのは、つらいとき、悲しいとき、楽しいとき、やる気を出したいとき、日常的に皆さんのそばにあるもので、歌うことによって、あるいは聞くことによって、感情が揺るがされるものだとも思っております。歌という文化芸術の振興を通じ、大竹市を盛り上げ、イベントやまちづくりにおいて歌を身近に、もっと活性化していけばよいと、私は考えております。

次に、自主防災アドバイザーの御質問でございます。広島県自主防災アドバイザーの、 大竹市在住の方においての育成についてでございます。

現在、大竹市内におきまして、市公認の大竹市防災リーダーというのもございまして、こちらのほうは毎年募集を行っており、2日間の講習を経て、数多くの防災リーダーが誕生しており、各地域の自主防災組織にて、住民へ呼びかけ体制の強化、周知活動などを積極的にされており、御活躍されております。私も講習を受け、認定していただき、防災リーダーの1人ではございますが、皆さんには非常に敬服いたしております。

しかしながら、現在におきましては、広島県が認定する広島県自主防災アドバイザーの 大竹市在住の方での認定は、ゼロ名となっております。大竹市内での防災講習会などがあ れば、違う市町の講師が出向いてくださり、講演をしてくださっております。

さて、その自主防災アドバイザーとはですが、広島県が主催する年1回の講習を受講し、一定の知識を取得すれば認定し、登録される仕組みとなっておりまして、役割としては、 県内それぞれの地域に紹介され、派遣されると、自主防災組織を結成したいが何をどのように始めればよいか分からない、結成したけれど防災訓練や活動の仕方などが分からないなどのお悩みをお聞きし、助言、指導などを行っております。

ほかにも、防災研修会などの講師をされていたり、他の自主防災組織の先進活動事例なども御紹介したり、地震に対する備えなど、自助の取り組み事例なども助言したりしておられます。

防災アドバイザーは、広島県内各地に約220名、現在、おられます。仮にですが、そのような防災アドバイザーが、大竹市在住の方で、もしいらっしゃれば、大竹市内で自主防災組織を設立したいときや、設立後にも防災アドバイザーの助言やアドバイスがいいきっかけとなり、皆さんがもっと身近で気軽に相談し合える、防災訓練などがしやすい環境がつくれる、災害時も、より早く伝達できる、また、市内の防災アドバイザーが大竹市外などで講習会の講師などにお呼びがかかった際には、大竹市の地形や状況なども、その地域の方に説明ができ、皆さんと理解を深めることができる、市外の状況なども市内の方と共有できる、そういう利点もございます。

現在、日本は外国に比べると、台風、大雨、地震、火山噴火などの自然災害が発生しやすく、その被害も大きな国です。大竹市内の自主防災組織の設立率を上げるためにも、ぜひ、大竹市在住の防災アドバイザーの育成を進めてみてはいかがでしょうか。

壇上からの質問は、以上になります。

## 〇議長(北地範久) 市長。

## 〔市長 入山欣郎 登壇〕

**〇市長(入山欣郎)** 私たちの心を豊かにしてくれる文化芸術の振興、そして、地域の安心・安全を守るための防災対策。いずれも、まちづくりに欠かせない取り組みでございます。御提案いただいての御質問、ありがとうございます。

それでは、豊川議員の御質問にお答えをいたします。

なお、1点目のNHKのど自慢の誘致に関する御質問については、後ほど教育長職務代理者が答弁いたします。

まず、県の防災アドバイザーを大竹市在住の方で育成してほしいについてでございます。 本市では、自主防災組織を対象とした研修会や、防災リーダー育成のための研修におい て、職員以外の講師として、広島県の消防保安課を通じて、県の自主防災アドバイザーを 派遣していただいています。

広島県自主防災アドバイザー実施要領によると、自主防災に取り組む者をはじめ、自主防災組織の結成及び活動などに関する知識や技能を有する者を、広島県自主防災アドバイザーとして登録し、県のホームページなどを通じて紹介することにより、県内における自主防災組織の結成及び活動などをサポートすることが目的であり、登録対象者は、市町からの推薦、または県消防保安課長の承認を得たものとされています。

現在、広島県自主防災アドバイザーは、220名余りの方が登録されていますが、本市在住の方の登録はありませんので、必然的に他市町在住の自主防災アドバイザーになります。 講師をお願いする自主防災アドバイザーの皆様には、本市の地理的な特性のほか、自主防災組織の育成の現状、問題点などについて、事前に学習をした上で臨んでいただいておりますが、これに加え、御自身の専門的な知見や、大規模災害への対応の経験なども踏まえた講話をいただいています。

本市在住の自主防災アドバイザーがおられれば、議員のおっしゃるように、災害発生時の早期の対応や、市民や自主防災組織との円滑な相談体制が期待できますが、直ちに確保することは困難な状況です。

一方で、他市町在住の自主防災アドバイザーにより、客観的な視点で本市の状況を俯瞰 し、適宜アドバイスをいただくことも、本市における自主防災組織の設立、育成において 有意義であると考えています。

今後も広島県自主防災アドバイザーの協力をいただきながら、自主防災組織の設立と育成に努めてまいります。

以上で、豊川議員への答弁を終わらせていただきます。

〇議長(北地範久) 教育長職務代理者。

〔教育長職務代理者 池田良枝 登壇〕

**〇教育長職務代理者(池田良枝)** それでは、豊川議員の御質問にお答えいたします。

大竹市の文化芸術の振興ということで、NHKのど自慢の誘致を御提案いただき、ありがとうございます。

NHKでは、NHKのど自慢のほか、新・BS日本のうた、ラジオ体操などの全国放送公開番組を各地で実施しております。公開番組は放送を通じて、地域の多様な文化や情報を全国に伝え、視聴者に良質な娯楽や生活に役立つ情報を提供するとともに、周年事業のほか、文化施設の落成や周年記念などの際に、自治体からの要請に応え、地域の活性化や地域文化の振興に寄与することを目的としているとのことです。

NHKのど自慢を開催できる規模の文化施設の落成や周年記念などにつきましては、今のところ予定されていない状況でありますが、御提案をいただきましたので、今後、そのような節目には、地域の活性化や地域文化の振興につながるイベントとして、さらには全国に情報発信ができる好機と捉え、NHKのど自慢の誘致も含めて、検討してまいりたいと思います。

以上で、豊川議員への答弁を終わります。

- 〇議長(北地範久) 豊川議員。
- ○3番(豊川和也) 御答弁ありがとうございました。

ちょっと一般質問とは関係ないんですが、ユーチューブで見る方ばかりなので、少し緊張しますので、その辺は、ちょっと御配慮ください。ありがとうございます。

先ほど、NHKのど自慢の御答弁に対してなんですが、こちらが大竹市において、昭和41年と昭和49年に、NHKのど自慢大会を行っておるということでございまして、何とこの昭和49年が、市制施行20周年の時にやられたということでございます。

先ほどの御答弁にもございましたが、のど自慢自体が記念事業、周年事業でよく開催されるということでございまして、当初私がこの一般質問を提出するときには、70周年の記念事業で、大竹市において開催してみてはどうだという御提案だったんですが、ちょっとヒアリングの段階におきまして、もう70周年、来年の事業のこのNHKのど自慢大会の申し込みは、市としてお断りをしているということで、大変残念でございましたが、これは私が議員になる前、議員になったのも最近なんですが、昨年の11月22日に、入山市長宛てに要望書のほうも出させてもらっておって、何とか、本当に来年の70周年記念で、本当に開催していただきたかったんですが、そこは市として、もうお断りしているということで、その辺は、私のほうも理解できました。

こちらが、以前お聞きした際に、入山市長は、市長になられる前の政治活動で、1万世帯の大竹市民の方の声を、足を運んでお聴きして回ったというので、私も政治活動で、皆さんのお声を聴いて回ろうということで、私は、すみません、5,000世帯を回らせていただいたんですが、その際に、とある御高齢の御夫婦の方から、NHKのど自慢を、大竹市で本当に見てみたいというお声をいただいてからの要望書になったということでございます。

こちらが、先ほどの話にちょっと戻るんですが、記念事業とか周年事業でよく開催されるということで、来年記念だったので、ちょうどいいかなと思ったんですが、再来年以降で開催されると考えていただけるのであれば、記念ですよね。記念というのは、よくカップルでも、皆さんつくるではないですか、記念日って。そのあたりの記念でいいのではないかなと、私は思うんです。よく、夜中に、天辺回ったら、今日は何とかの目ですとか、ココナッツの日ですとか、あのあたりの記念でいいのではないかなとは思うんですよね。今日はコイちゃんの何周年の誕生日だとか、そのあたりでいいのではないかなと思います。のど自慢のよさですけれども、生放送で編集がないということと、経済が活性するということでございます。こちらは、ある方からちょっとお聞きしたんですが、のど自慢をやる市町のその1カ月前から、カラオケやスナックが、もうのど自慢の練習場になり、もう大盛り上がりということで、これはすごいなと思いましたね。

こちらがテレビに映るときに、本番では20組しか歌わないですが、この予選会が、もう250組も来るということでございます。すごいんですよ、これが。出場希望に至っては、もう1,000通ぐらい来るという。私、本当に驚きました。観覧希望に至っては、1万通ぐらいの申し込みが、あるときはあるそうなんですよ。これは大竹市に来ていただいて、どんどん来ていただいた方に、大竹市の魅力を発信してみてはいかがでしょうか。

また、前日の予選会も応援される方の出入りが自由なので、その辺、来ていただいた方に、大竹市をアピールしてみてはいかがでしょうかということで、こちらが、ちょっと席の規定も何席以上とかありますので、その辺は、総合体育館に観客席を増設とかすれば、対応可能ではないかなと思います。

申し込みなんですが、こちら、ヒアリングのときもお話ししたんですが、のど自慢以外にも第3希望まで出せるということで、NHKのほうから自治体のほうに、そういう、やりませんかというアンケート用紙みたいなのが来るそうです。これは、山口県の周南市役所の担当者の方も、おっしゃっていました。

次に、のど自慢の視聴率でございますけれども、ビデオリサーチという視聴率の調査会社が調べたところ、この2023年9月4日から9月10日の、のど自慢大会においての視聴率が3.5%ということで、これ3.5%というと、私もあまりぴんときませんけれども、視聴率というのは、大体1%で全国的に118.5万人の方が見ておるんですよ。なので、3.5%となると、相当数が見ておるという計算になりますよ。というので、大竹市も盛り上がるのではないかなと思います。

こちらが、ちょっと御答弁は、本当に再質問はしないというふうに言ってたんですが、 入山市長の方に、ぜひ今後の開催に向けて、ちょっと前向きな御回答をいただきたいなと 思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(北地範久) 総務課長。
- ○総務課長併任選挙管理委員会事務所長(柿本 剛) 申し訳ありません。ちょっと誤解があってはいけないので申し上げておきますけれども、NHKのど自慢を断ったというのではなくて、特に大竹市が指名されてどうですかというような依頼ではなくて、広く応募を呼びかけるような通知でございましたので、それに対して、これは7月の時点では、来年度のど自慢をやるかどうかということを判断できる状況にありませんでしたので、申し込みをしなかったということでございますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(北地範久) 豊川議員。
- **○3番(豊川和也)** ありがとうございます。すみません。私の勘違いでした。申し訳ございません。今のはちょっと訂正させていただきます。お断りをしたわけではなくて、申し込み自体をされなかったということでございます。すみません。

大竹市において、のど自慢大会開催を本当に心待ちにしておられる市民の方が、たくさんいらっしゃるので、この辺は私のほうも、本当に訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただくんですが、こちらの防災アドバイザー、広島県認定の防災アドバイザーの件なんですが、こちらのほうが、ただいま大竹市においてはゼロ名なんですけれども、今、講習に来てもらっている講師の方、ちょっと、私も本当にこれ、疑問に思ったのが、議員になる前、昨年のことなので、こちら3月議会でも、ほかの議員が御質問されたとは思うんですけれども、現在、もう8割方同じ講師の方が来られておって、それが何でかと言ったら、その講師の方を必要とされている地域の方もおられると思うんですよ。その講師の方が、ちょっと力不足だと言ってるわけではなくて、私も何度か受講したことがあるんですけど、その講師の方も、来たらきちんと講師をしてくださる方なんですが、ちょっと大竹市において、何で多いのかなという点がございまして、すみません、広島県の自主防災アドバイザーの登録者一覧というのを拝見させていただいたら、結構、本当に220名おられて、もっとほかの地域の方にも、いろんな講師に触れ合っていただいて、受講していただきたいなと思うんですよ。

この広島県自主防災アドバイザー登録者一覧という、こちらホームページでも公開されておるんですが、防災アドバイザーの名前と、所属されてる住所と、その他の説明のところとかに、防災テント運営とか設立準備とか、いろいろ得意分野が書かれておるので、その中で当てはめていけばいいのではないかなとは思うんですよね。

なので、ちょっとその辺のことをお聞きしたいです。よろしくお願いします。

- 〇議長(北地範久) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(田中宏幸) 同じ自主防災アドバイザー講師が偏っているのではないかといった御質問だったかと思います。

平成30年の7月豪雨以降、広島県と市町が連携しまして、災害時の住民の方々に適切な 避難行動を取っていただくことを目的にした、自主防災組織による呼びかけ体制の構築事 業というのを展開しております。本市もこの事業を活用して、自主防災組織を対象とした 研修を実施しております。

この事業は、広島県からこの事業の重要性を理解し、自身の活動の経験値や多くの他地域の取り組み事例を持っている自主防災アドバイザーの派遣を受けて取り組むことから、特定の方が多く講師をされる結果となっております。

また、大竹市で主催します全組織を対象としましたセミナーや、集合訓練の後、一部の組織が要望されまして、ステップアップ訓練を実施される際にも、それまでの経緯を熟知している方に講師をお願いすることになりますので、どうしても特定の自主防災アドバイザーの派遣回数が増えているという結果になっております。

これまで何度も本市の研修で講師を務めていただいている方につきましても、自主防災 組織の設立、育成のための講師として、申し分ないと考えているところです。

なお、本市の自主防災組織で活動していただいております防災リーダーの皆様を対象と した研修において、昨年度から新たな試みとして、東日本大震災の後の避難所運営などを 推進されました震災の語り部の方を講師に招き、講演をいただいたこともございます。

こうした県防災アドバイザー以外の講師による研修についても、利用可能な制度を積極的に活用して、検討、実施してまいりたいと考えておるところです。

以上です。

## 〇議長(北地範久) 豊川委員。

○3番(豊川和也) ありがとうございました。これは、私の所属している自治会のことなんですが、私、自治会で、防災の担当をやらせていただいておって、私の事例から言わせていただくと、ちょっと多いのではないかという講師に、おととしの12月に、ステップアップ講習1回目をしていただきました。こちらのほうは、皆さん、地域の方も大変、何か喜ばれておりました。

昨年の令和4年3月の出来事なんですけれども、ステップアップ訓練の2回目ですね。私のほうに、私と課長の部下の職員がLINEのやり取りをしておりまして、ちょっとLINEには残ってるんですけれども、同じ講師の都合を、広島県を通じて確認されて、去年の3月21日の月曜日ですね。しかも、その日は祝日でありました。私のほうにLINEが何て入ってきたかと言いますと、こちらの講師がお忙しくて、3月21日の月曜日の祝日しか空いてないから、そちらのほうで確認事項として、自治会として、この日程に同意するか、しないかということを、午前、午後のどちらかを、次の日の翌日のお昼までに回答してくれというふうに来られたので、私、ふと思ったんですよ。ほかの講師では駄目なのかなと思って、しかも3月21日、月曜日の祝日となると、地域の皆さん、どこかに遊びに行ったり、どこか予定があったりとかしてしまうので、私もちょっとてんてこ舞いになって、当時の自治会長と相談して、市の職員が言われるなら仕方ないよねという結論に至りまして、そちらのほうをちょっと受けたんですけれども、場所のほうも、おがたピアのほうで祝日が休みなので、市役所3階大会議室でということなので、そちらのほうを受けて、3月21日に講習を受けて、それでも自治会の方が10名程度、一生懸命時間をつくって集まってきてくれたという経緯もございます。

こちら、ちょっと私、気になったので、竹原市にちょっと聞いてみました。基本的に竹

原市は、講習の際は、自治会の自主防災組織の希望が最優先ということですね、この日程ですよね。次にどういう話をしたらよいかというのと、そこで相談して、県の方と防災アドバイザーを派遣するという調整をされるということなんですよね。なので、自治会のその日程に、偏った講師を無理やりねじ込まれるというようなことをやられると、私のほうとしても、ちょっと不信感がございました。

なので、ほかの自治会の自主防災組織は、そちらの講師が必要と言われる方も絶対おられると思うので、私の自治会においては、この講師がいい、絶対この講師ではないと駄目だ、だから日程もこの講師に合わせようという方は1人もいらっしゃらなかったので、その辺は考えていただきたいなと思います。

最後に、こちらは私からのちょっと要望なんですが、先ほども防災リーダーが話題に出ておりましたけれども、こちらが大竹市のほうが認定する、合計2日間の講習で年に1回あるんですが、今、私が知ってるだけで、広報、ホームページで周知されてると思うんですが、去年、おととしあたりは、そんなに人数もそろってなかったと思うので、もうちょっと皆さんの人数をそろえるためにも、周知の方法も考えられてみてはいかがでしょうか。例えば、高校生以上という要件がございますので、地元の高校にも、もっとアピールしていただいたり、日頃から出前授業などをされてみてはいかがかなとは思います。

ということで、大竹市の自主防災組織の設置率が、令和4年4月1日時点で74.2%ということで、もうちょっと設置率を上げていくためにも、今後、防災アドバイザー、防災リーダーの養成のほう、よろしくお願いいたします。

私の質問は、以上になります。何かありましたらお願いします。

## 〇議長(北地範久) 危機管理課長。

○危機管理課長(田中宏幸) 御質問ありがとうございます。

令和4年3月の研修で、講師の日程に合わせてスケジュールをこちらのほうから決めたというような内容でございますけれども、ちょうど折しもコロナでいろいろ制限があったり、解除になったりとかいった時期だったと思います。なかなか日程調整が難しい時期でもあったのかなとは思いますが、同じ講師がまた、その日程、都合に合わせてということだったと思うんですが、これステップアップとおっしゃっていたんですけど、設立支援のことではないかと思います。設立支援ということであれば、なおさら、先ほどの答弁にもございましたように、最初の研修であったり訓練をした後に、その状況が分かった講師の方にお願いをしますので、同じ講師の方、同じ自主防災アドバイザーの方が来られるというのは、これは致し方ないことなのかなと。私どものほうも、そちらの講師の先生にお願いしたいと考えておりましたし、実際、最近も、やっぱりそういうような訓練のやり方が、通常のやり方となっております。

それから、防災リーダーの周知のことにつきましては、以前ほかの議員にもいろいろと 御質問いただいたりしております。我々も若い方、それから、女性のリーダーの方の募集 というところには、何かいいアイデアがないかと考えているところでございますので、他 の自治体の状況等も研究しながら、検討していきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(北地範久) 豊川議員。
- ○3番(豊川和也) 質問は以上ですと言ったんですが、すみません。

そうですね。設立支援で、1回目はそうだったんですが、翌年の4月に私の自治会の総会というのがございまして、そちらをもって自主防災組織が立ち上がる予定でしたので、2回目の講習をやらせていただいたと思うんですよ。

なので、2回目の講習は、ステップアップ講習の練度Bになる講習だったと思うので、 すみません、そちらのほうは、よろしくお願いいたします。

以上になります。ありがとうございました。

○議長(北地範久) 以上で、一般質問を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月20日の本会議に継続したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(北地範久) 御異議なしと認めます。

よって、9月20日の本会議に継続することに決しました。 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要する ものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(北地範久)** 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。 この際、御通知申し上げます。

9月20日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知いたしません。お含みの上、御参集 をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時23分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月19日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 小 出 哲 義

大竹市議会議員 末 広 天 佑